

南箕輪村 緑の基本計画



平成 1 9 年 3 月

南箕輪村

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の主旨	1
2. 計画の目標年次	1
3. 計画の位置づけと役割	2
第2章 村の概要と緑の課題	3
1. 自然的条件	3
(1) 気候	3
(2) 地形・地質	4
(3) 緑の現況	4
(4) 動物相	7
(5) 貴重な動植物	7
(6) 河川等	8
2. 社会的条件	9
(1) 人口・世帯	9
(2) 土地利用・都市施設	10
3. 緑地現況・緑化状況	15
(1) 緑地現況	15
(2) 緑化状況	21
4. 緑が果たす役割からみた現況	23
(1) レクリエーション施設	23
(2) 歴史的資源	24
(3) 景観	25
(4) 防災	28
5. 緑の課題	31
第3章 南箕輪村の緑の将来の姿	33
1. 緑の基本理念 ～ 私たちの緑に対する思い～	33
2. 緑の将来像 ～ 村の緑のあるべき姿～	34
3. 将来確保する緑の目標量 ～ 緑地等の保全及び確保の方針～	35
(1) 施設緑地	35
(2) 地域制緑地の方針	38
(3) 緑の拠点・緑のネットワークの形成	39
第4章 南箕輪村の緑に関する取り組み	40
1. 守るみどり ～ 南箕輪の緑を守り、伝えよう！～	42
(1) 農地・樹林地の保全	42
(2) 水辺の保全	42

(3)	生き物の棲みかとなる緑の保全	42
(4)	特色ある景観の保全	43
(5)	社寺林や貴重な緑の保全	43
2 .	創るみどり ～むらの緑を増やそう！～	44
(1)	体験・学習型の緑地の整備	44
(2)	誰もが親しめる緑地の整備	44
(3)	緑を結ぶ散歩道の整備	44
(4)	身近な公園の整備	44
3 .	育むみどり ～みんなで緑を育てよう！～	46
(1)	公共施設の緑化の推進	46
(2)	民有地の緑化促進	46
(3)	彩りのある緑化の推進	46
(4)	みんなで緑を育むための仕組みづくり	47

第 1 章 計画策定にあたって

1 . 計画策定の主旨

自然に恵まれた私たちの南箕輪村にとって「緑」は貴重な財産となっています。また、地球温暖化をはじめとする環境問題に対しても「緑」は重要な役割を果たしています。そして「緑」は、阪神・淡路大震災などにおいても、公園等の避難地、延焼の防止、非常時の生活拠点として重要な役割を果たしました。

このように私たちの生活環境にとって大切な「緑」について、村民と行政が協働で守り、育てていくことを総合的に定めたものが「南箕輪村緑の基本計画」です。

なお、従来は緑に関する計画は県の役割でしたが、平成 6 年の都市緑地保全法の改正により、市町村が定めることができるようになったものです。

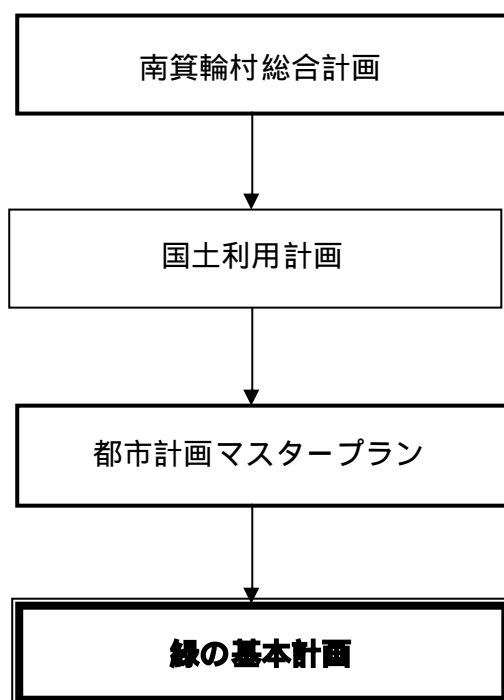
2 . 計画の目標年次

本計画は、概ね 20 年後を見据え、平成 37 年（2025 年）を計画目標年次とします。

長期的なこの計画は、具体的な事業に関する計画ではなく、目標や方針に関する総合計画です。

3 . 計画の位置づけと役割

本計画は、「南箕輪村第四次総合計画」に適合し、「都市計画マスタープラン」や「環境基本計画」等と整合するとともに、長野県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とも整合を図る計画とします。



第 2 章 村の概要と緑の課題

1 . 自然的条件

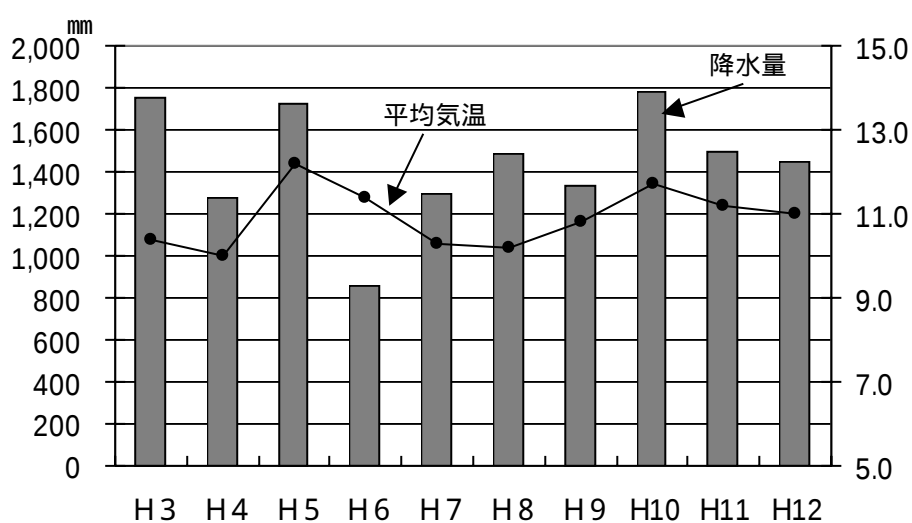
(1) 気候

本村の気候は、年平均気温としてはやや低いものの、夏季日中は相当高温となり、冬季の寒さは厳しく年較差、日較差とも大きく、年間降水量は 1,500 mm ほどです。

近年の地球温暖化による自然環境の変化には、充分対応していく必要があると思われます。

■ 気象概況（気温及び降水量）

年	気温（℃）			降水量（mm）		日最大 降雪量 （cm）
	平均	最高	最低	総量	日最大 降水量	
H 3	10.4	31.7	-14.1	1,754	101	30
H 4	10.0	32.7	-10.6	1,279	83	20
H 5	12.2	29.8	-9.4	1,728	4	4
H 6	11.4	35.9	-13.8	861	56	25
H 7	10.3	33.5	-13.3	1,295	67	14
H 8	10.2	31.7	-17.2	1,488	97	37
H 9	10.8	31.5	-14.7	1,331	69	28
H10	11.7	32.4	-14.2	1,781	79	27
H11	11.2	31.2	-15.5	1,492.5	119.5	16
H12	11.0	32.6	-12.4	1,446.5	92	26.5



資料：平成 13 年度都市計画基礎調査

(2) 地形・地質

本村の地形は、西から扇状地、氾濫原（氾濫げん：沖積平地）に分けられます。扇状地は本村のほぼ中央部を西から東に流れる大泉川を中心とし、標高 700～900mに及ぶ広大な地域で、東に傾斜をなしており、扇状地と沖積平地の間には、段丘崖（だんきゅうがい）が南北に伸びています。

地質をみると、本村は古代の二畳紀から中生代の三畳紀の約 6 億年の間に形成された木曽山地の一部の経ヶ岳山地群から流出した礫層と天竜川西岸の段丘崖に一部天竜川によって運搬されたのか、塩嶺火山から流出した泥流と礫層が夾在したり、被覆したりして御岳火山に起源をもつテフラ層が存在しています。これらの礫層とテフラ層の第四紀の時代にあたります。

テフラ…火山灰・軽石・スコリア（火山砕屑物の一種で、孔の空いた多孔質な火山砕屑物で白っぽいのが軽石で黒っぽいのがスコリアということになります。）・火砕流堆積物・火砕サージ堆積物などの総称

(3) 緑の現況

平成 13 年度都市計画基礎調査の植生調査によると、本村の緑の現況量は、都市計画区域で 1,397.0ha で、これは都市計画区域（2,079ha）の約 67%を占めています。

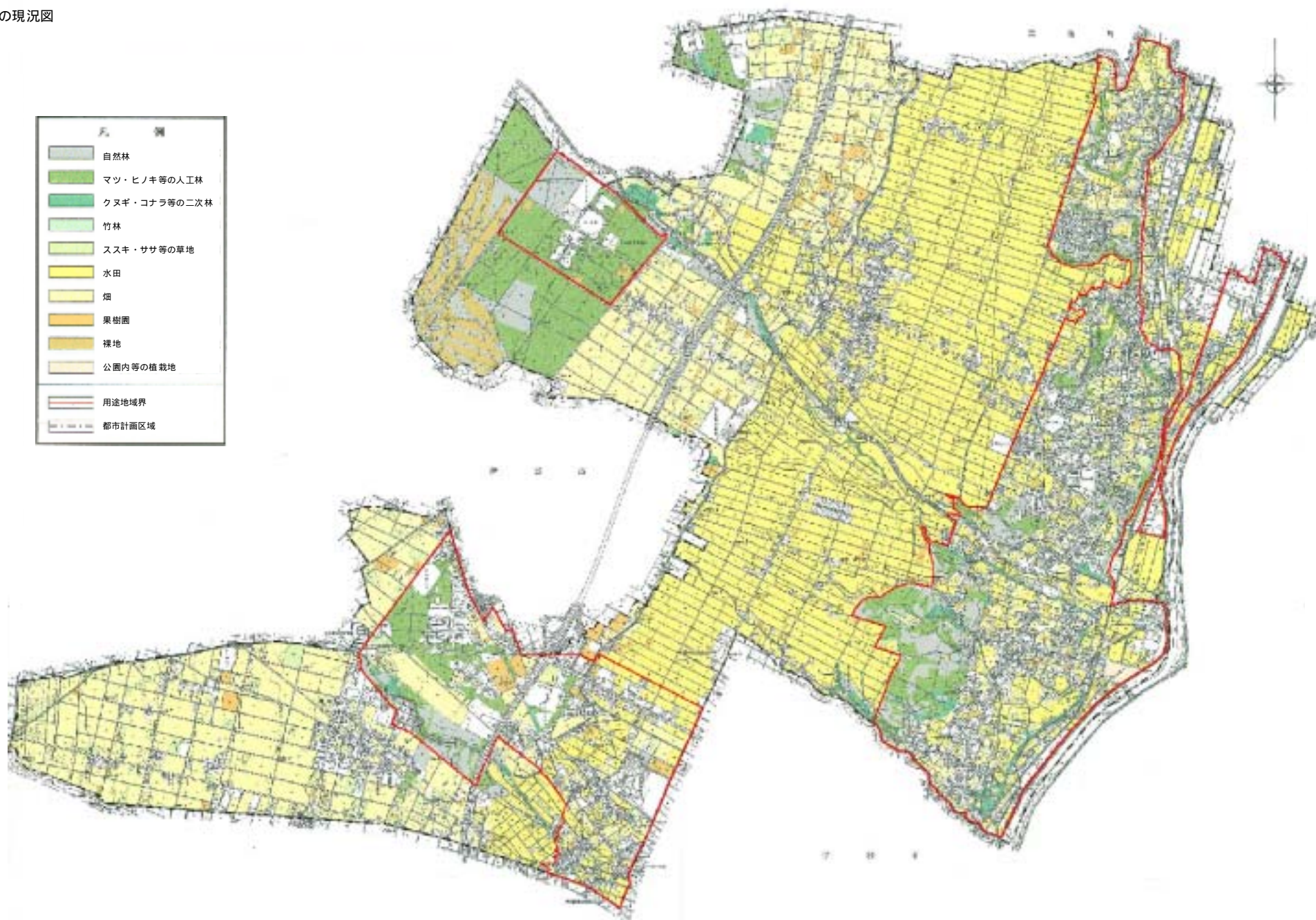
用途地域指定区域では、緑の現況量は 345.0ha で、用途地域指定区域（685.0ha）の約 50%となっており、用途地域指定区域外区域では、緑の現況量は 1,052.0ha で、用途地域指定区域外区域（1,394.0ha）の約 75%となっています。

■ 緑の現況量（植生調査）

区分	都市計画区域		
	用途地域指定区域	用途地域指定外区域	
自然林	53.0	50.4	103.4
マツ・ヒノキ等の人工林	87.1	54.8	141.9
クヌギ・コナラ等の二次林	10.8	9.4	20.2
竹林	0.2	0.0	0.2
ススキ・ササ等の草地	10.9	28.5	39.4
水田	82.6	517.1	599.7
畑	86.0	341.5	427.5
果樹園	10.1	24.9	35.0
裸地	2.2	25.4	27.6
公園内等の植栽地	2.1	0.0	2.1
合 計	345.0	1,052.0	1,397.0

資料：平成 13 年度都市計画基礎調査

■ 緑の現況図



(4) 動物相

平成 13 年度都市計画基礎調査の動物相調査によると、本村の概ね全域が生息範囲である動物相としては、ツバメ、キジバト、スズメ、ムクドリなどとなっています。

また、用途地域外区域が主な生息範囲である動物相としては、カッコウ、オナガなどの鳥類、キリギリス・ハネナガキリ、ヒグラシ、カブトムシなどの昆虫類、ニホンリス・エゾリス、ノウサギ・ユキウサギなどの哺乳類となっている他、水辺では、サワガニ、アユ、フナ、コイ、ドジョウが生息範囲となっています。

この他にも、生息範囲が限られてはいますが、オオヨシキリ、オオムラサキ、ヒグラシ、ハンミョウ、イモリ・シリケンイモリ、ゲンジボタル、ヒキガエル、アオダイショウ、ウシガエルなどが生息しているとされています。

(5) 貴重な動植物

本村の貴重な動植物としては、「長野県版レッドデータブック」によると、下表の動植物が絶滅のおそれがある状況となっています。

■ 貴重な動植物

区分		分類	名称
動物編	絶滅危惧 A 類	昆虫類	ツマグロキチョウ、オオウラギンヒョウモン、ヒョウモンモドキ
	絶滅危惧 B 類	昆虫類	チャマダラセセリ、クロシジミ
	絶滅危惧 類	昆虫類	マルガタゲンゴロウ、スジグロチャバネセセリ、ヤマキチョウ、ゴマシジミ、オオヒカゲ、クロヒカゲモドキ
	準絶滅危惧	昆虫類	ギンヤンマ、タイコウチ、ニホンアミカモドキ、オオナガレトビケラ、カバフキシタバ、ギンイチモンジセセリ、キマダラセセリ、ヒメシロチョウ、ムモンアカシジミ、ウラナミアカシジミ、クロミドリシジミ、ミヤマシジミ、オオイチモンジ、キマダラモドキ
非維管束植物編		貝類	モノアラガイ
	絶滅危惧	地衣類	ヒメツメゴケ、ヒラミヤイトゴケ
	準絶滅危惧	地衣類	タカネイワタケ、テリハヨロイゴケ、アツバヨロイゴケ

注：絶滅危惧 A 類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 絶滅危惧 B 類： A 類ほどではないが近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 絶滅危惧 類：個体数の大幅な減少など絶滅の危険が増大している種
 準絶滅危惧：絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危惧に移行する種

資料：長野県版レッドデータブック

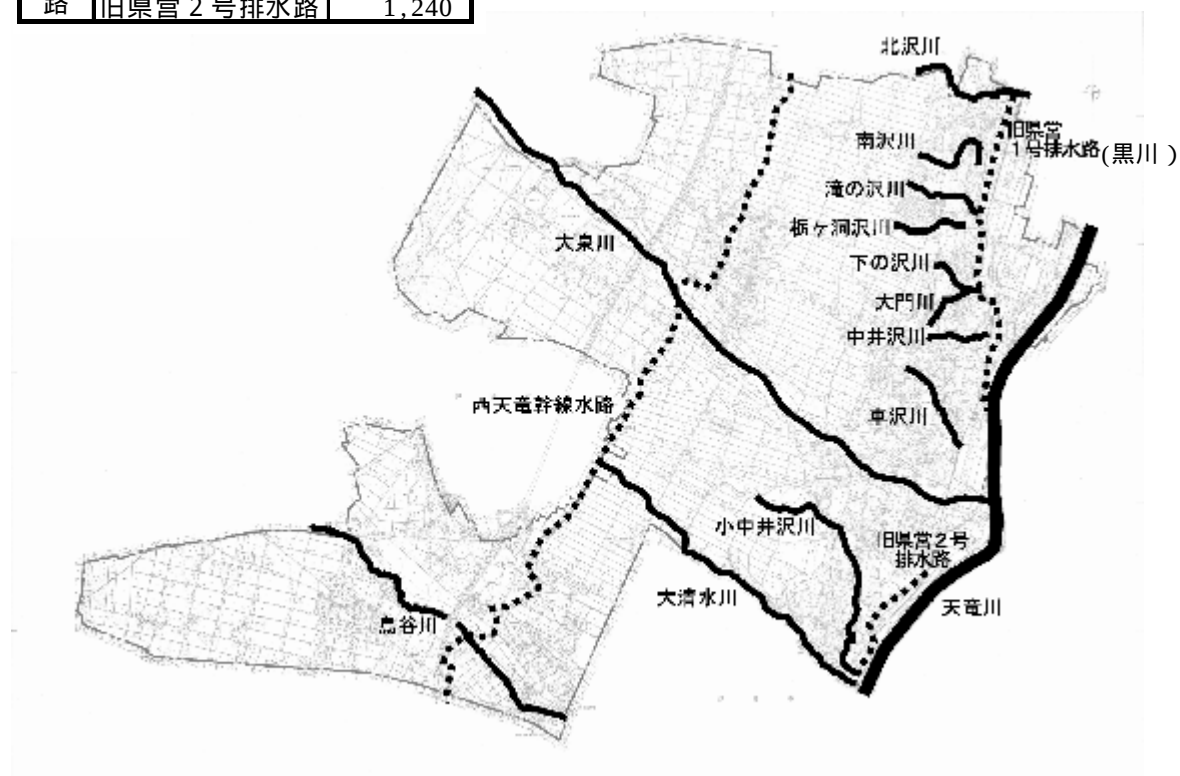
(6) 河川等

主な河川として、天竜川が村の東部に接している他、大泉川が村の中央部を、大清水川、鳥谷川が南部を流れています。また、用途地域内においては、北沢川、南沢川、滝の沢川、栃ヶ洞沢川、下の沢川、大門川、中井沢川、車沢川、小中井沢川の小河川が流れています。

この他に、伊那土地改良区排水路の黒川や西天竜幹線水路が南北を縦断して流れています。

■ 河川等の位置図

	河川名	延長 (m)
河川級	天竜川	約 4,150
	大清水川	約 2,720
	大泉川	約 4,480
準用河川	北沢川	431
	南沢川	758
	滝ノ沢川	688
	栃ヶ洞沢川	748
	下の沢川	563
	大門川	626
	中井沢川	717
	車沢川	860
	小中井沢川	1,884
	鳥谷川	1,212
用水路	西天竜幹線水路	5,570
	旧県営1号排水路	2,350
	旧県営2号排水路	1,240



2 . 社会的条件

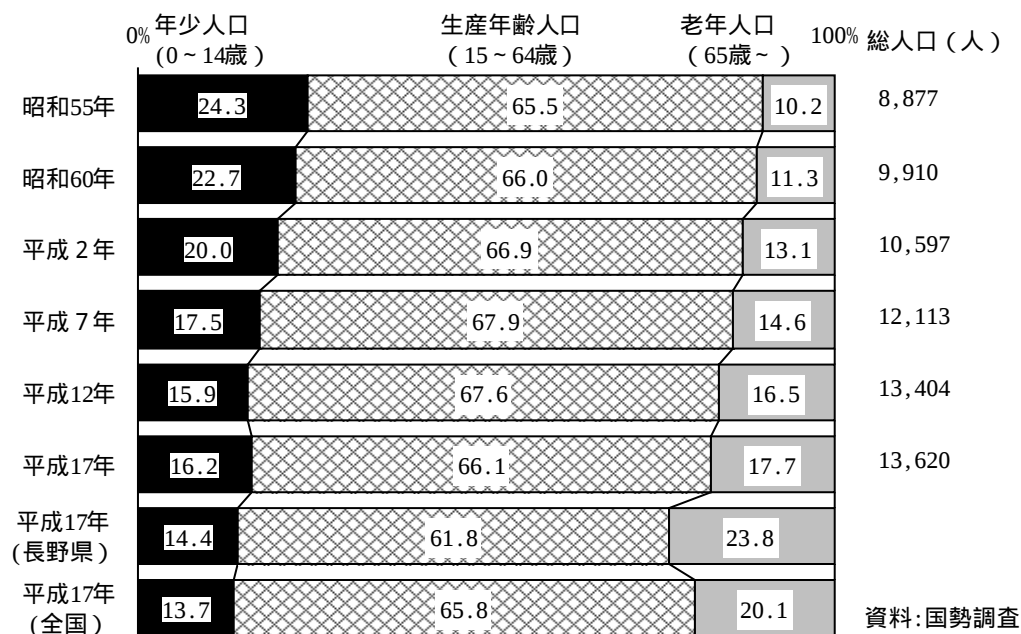
(1) 人口・世帯

本村の人口は増加傾向が続き、平成17年の総人口は13,620人です。順調に人口増加が続いてきた本村ですが、平成12年以降、人口の伸びは鈍化しています。

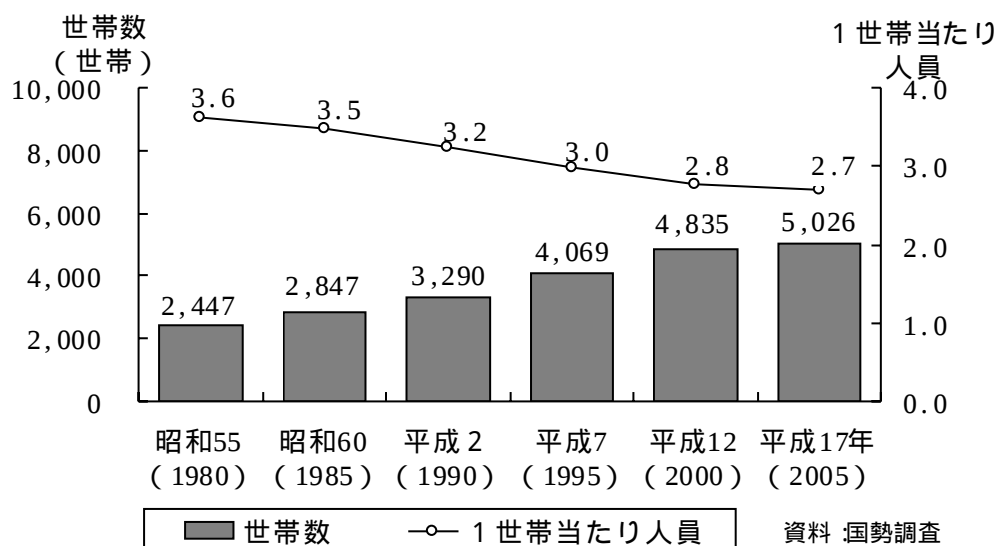
平成17年の総世帯数は、5,026世帯となっており、世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員は減少傾向にあります。

年齢別人口構成をみると、平成17年の高齢化率は17.7%となっています。県平均(23.8%)、全国平均(20.1%)と比べて低いものの、高齢者の割合は年々増加しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 世帯数と世帯人員数の推移



(2) 土地利用・都市施設

土地利用現況

本村の土地利用は、自然的土地利用が 64.5%、都市的土地利用が 35.5% となっています。田や畑をあわせた農地が 51.1% で全体の半分以上を占め、次いで、宅地が 16.0%、道路用地が 11.5% の順となっています。

用途地域指定区域内では、宅地が 27.7% で最も多く、次いで、農地が 26.0%、公共・公益用地が 16.9%、山林が 14.8% の順になっています。

用途地域指定外区域では、農地が 63.4% で最も多く、次いで、道路用地が 11.4%、宅地が 10.3% の順になっています。

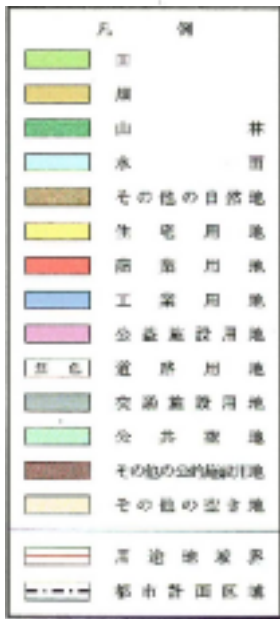
■ 土地利用別面積

			用途地域指定区域		用途地域指定外区域		都市計画区域	
			面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
自然的 土地利用	農地	田	82.6	12.0	517.1	37.1	599.7	28.8
		畑	96.1	14.0	366.4	26.3	462.5	22.3
		小 計	178.7	26.0	883.5	63.4	1,062.2	51.1
		山 林	101.1	14.8	102.3	7.3	203.4	9.8
		水 面	5.2	0.8	22.2	1.6	27.4	1.3
		その他の自然地	11.9	1.7	36.0	2.6	47.9	2.3
		(計)	296.9	43.3	1,044.0	74.9	1,340.9	64.5
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	141.2	20.6	90.2	6.5	231.4	11.1
		商業用地	15.8	2.3	17.0	1.2	32.8	1.6
		工業用地	32.9	4.8	35.9	2.6	68.8	3.3
		小 計	189.9	27.7	143.1	10.3	333.0	16.0
		公共・公益用地	115.9	16.9	19.3	1.4	135.2	6.5
		道路用地	78.7	11.5	159.8	11.4	238.5	11.5
		交通施設用地	1.8	0.3	1.5	0.1	3.3	0.2
		その他公的施設用地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		その他の空地	1.8	0.3	26.3	1.9	28.1	1.3
(計)			388.1	56.7	350.0	25.1	738.1	35.5
合 計			685.0	100.0	1,394.0	100.0	2,079.0	100.0

注：構成比は 100% 調整を行っています。

資料：平成 13 年度都市計画基礎調査

■ 土地利用現況図



用途地域等

本村では行政区域 4,090ha のうち、飛び地を除く 2,079ha を都市計画区域に指定しています。都市計画区域内では、中央自動車伊那 IC 周辺と国道 153 号線沿いの 685ha を用途地域に指定しています。

用途地域指定外区域には、西天の水田地帯をはじめとする良好な農地と緑地が広がっており、農業振興地域 1,207ha（うち農用地 784.8ha）が指定されています。

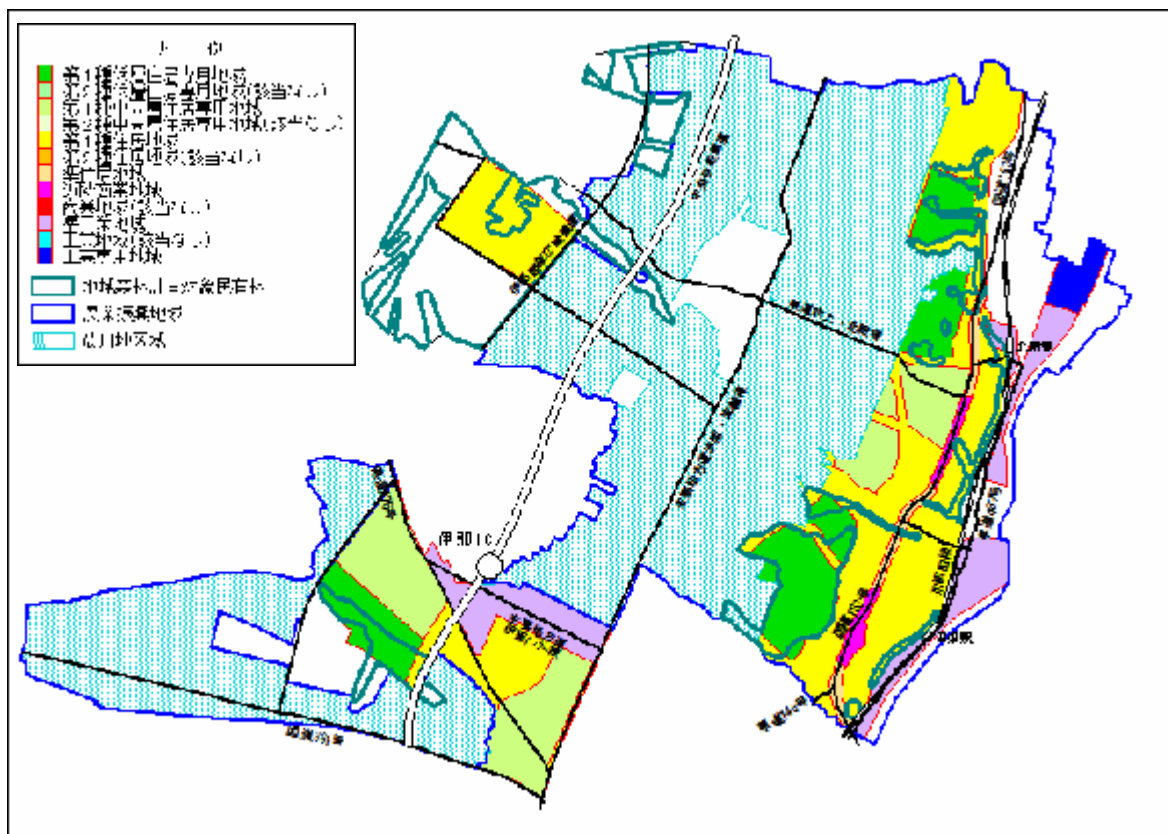
また、民有林 239.6ha が地域森林計画区域（地域森林計画対象民有林）に指定されています。

■ 都市計画区域面積・用途地域の内訳

		面積 (ha)	構成比 (%)
行政区域		4,090	-
都市計画区域		2,079	-
用途地域		685	100.0
住居系	第一種低層住居専用地域	112	16.3
	第一種中高層住居専用地域	119	17.4
	第一種住居地域	320	46.7
	準住居地域	17	2.5
商業系	近隣商業地域	11	1.6
工業系	準工業地域	93	13.6
	工業専用地域	13	1.9

注：構成比は 100%調整を行っています。（平成 17 年）

■ 法適用現況図



都市計画道路

本村の都市計画道路は、総延長約 35,780mのうち約 4,120mが整備されており、整備率は約 12%となっています。

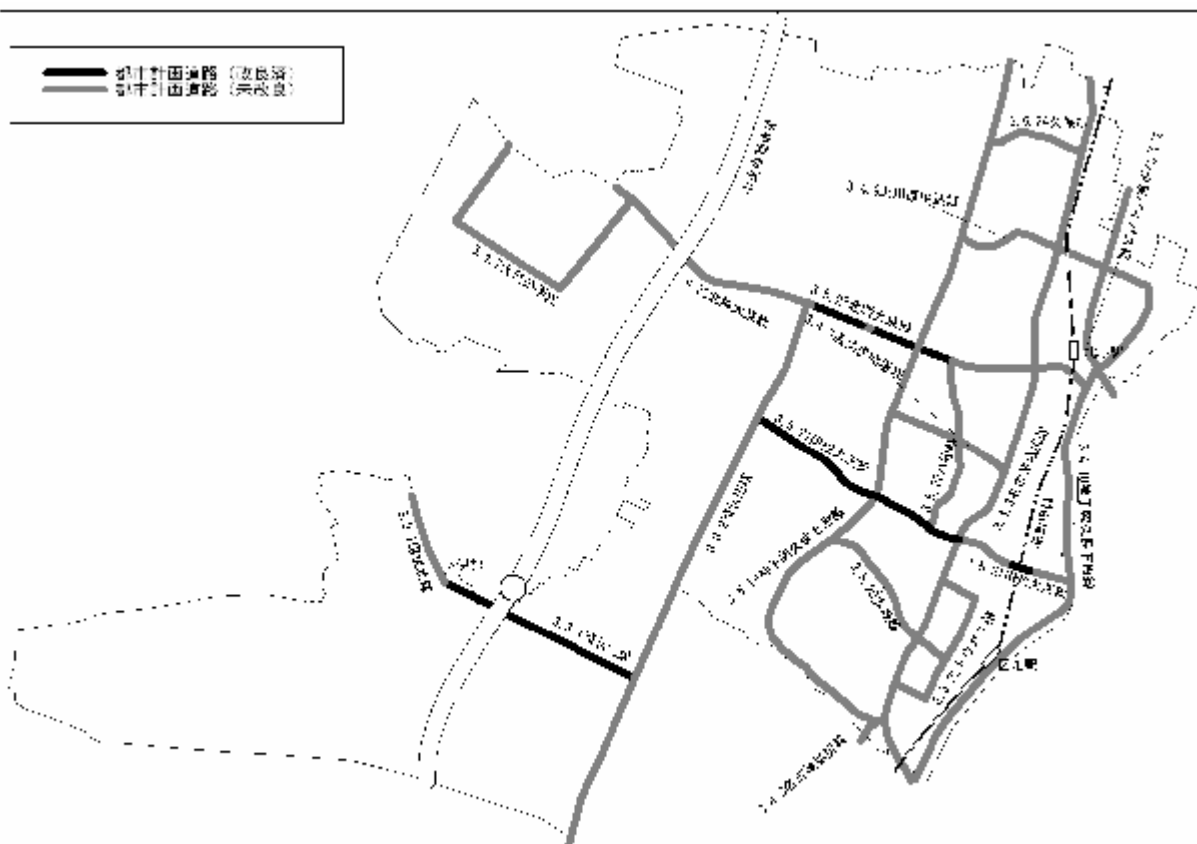
■ 都市計画道路の整備状況

路線番号	名称	幅員(m)	延長(m)	改良済み延長(整備率)
3・3・1	環状北線	22	1,920	1,440m (75%)
3・3・2	環状南線	22	4,000	-
3・4・3	名古屋塩尻線	16	4,820	-
3・4・7	大芝公園線	16	2,210	-
3・4・8	農協浅間塚線	16	870	-
3・4・9	上川原中込線	16	1,420	-
3・4・10	神子柴久保下段線	16	3,930	-
3・5・19	神子柴久保上段線	12	5,260	-
3・5・20	赤坂線	12	1,210	-
3・5・21	田畑大芝線	12	2,410	1,720m (71%)
3・5・22	八幡線	12	1,280	-
3・5・23	北殿大泉線	12	3,610	960 (27%)
3・5・24	久保線	12	700	-
3・5・25	ドウカク線	12	1,180	-
3・3・32	伊那バイパス線	28	960	-
合 計		-	約 35,780	約 4,120 (12%)

注：延長は村内分を記しています。

資料：平成 13 年度都市計画基礎調査

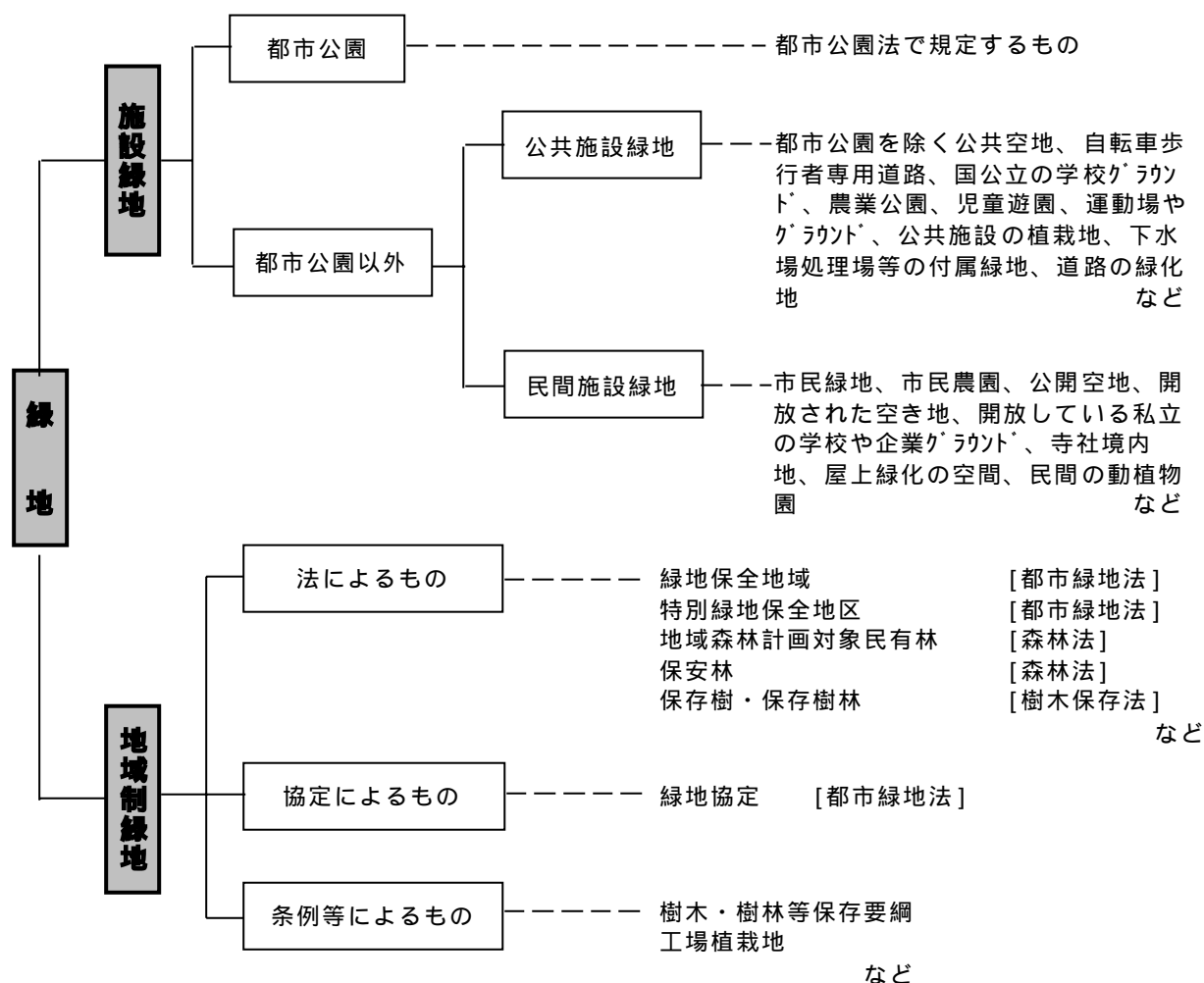
■ 都市計画道路の整備状況図



3 . 緑地現況・緑化状況

(1) 緑地現況

以下の分類により、本村の緑地を概ねの位置や規模を整理します。



緑地の種類

*出典：「緑の基本計画ハンドブック」2001 版を修正・加筆

施設緑地

施設緑地は都市公園と都市公園以外の緑地の2つに大別されます。

1)都市公園

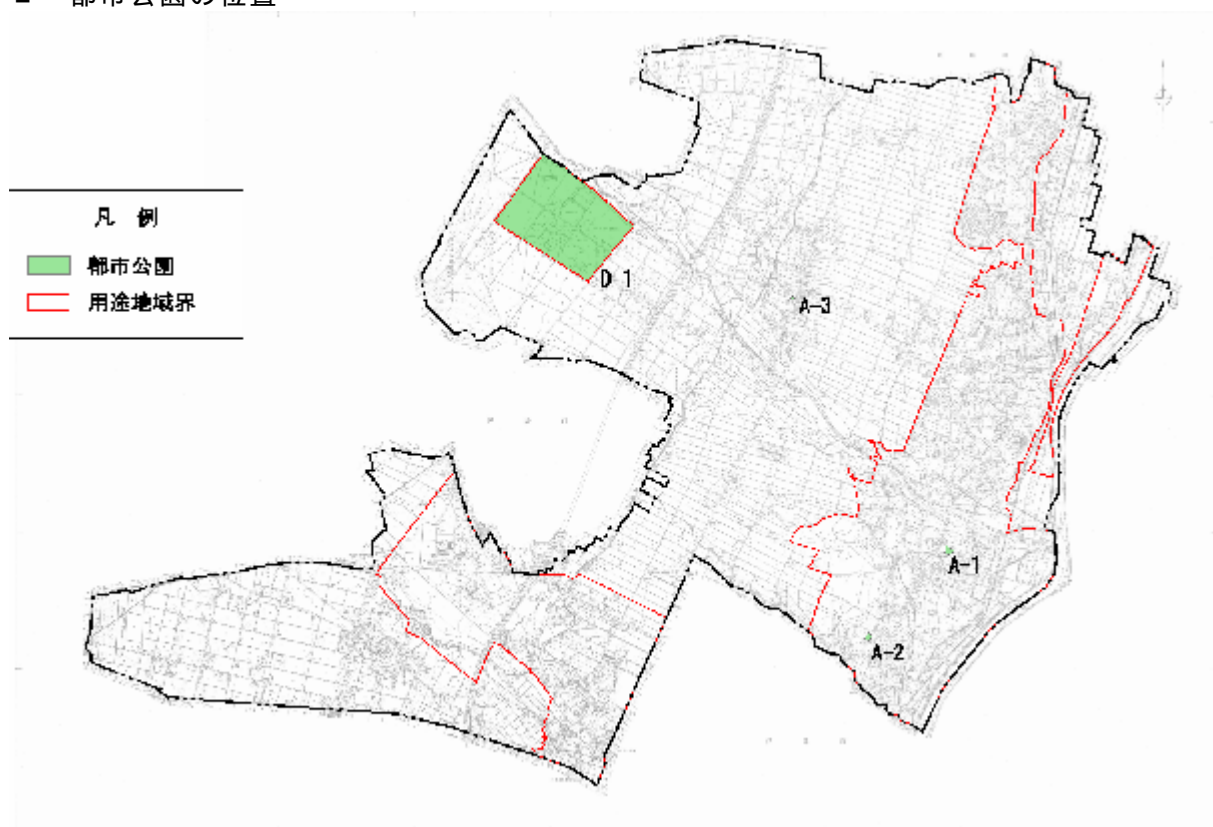
本村の都市公園は、4箇所(52.11ha)が計画決定され、すべて開設済みとなっています。

都市公園の内訳は、街区公園が3箇所、0.51ha、総合公園1箇所、51.60haとなっており、村民1人当たりの公園面積は、37.1 m²/人となっています。

■ 都市公園の一覧

番号	種類	名称	計画決定 面積 (ha)	開設面積 (ha)	区域	備考
A-1	街区公園	田畑公園	0.18	0.18	用途地域指定区域	1,829.00m ² 都市計画決定(S59. 9.26) 2・2・1
A-2	街区公園	神子柴公園	0.23	0.23	用途地域指定区域	2,319.00m ² 都市計画決定(S63.11.26) 2・2・2
A-3	街区公園	大泉公園	0.10	0.10	用途地域指定外区域	823.74m ² 都市計画決定(S63.11.26) 2・2・3
D-1	総合公園	大芝公園	51.60	51.60	用途地域指定区域	都市計画決定(S53. 1.19) 5・6・2
都市公園 合計			52.11	52.11		

■ 都市公園の位置



■ 都市公園整備量・村民 1 人当たりの整備量（平成 17 年 5 月末現在）

		用途地域内				都市計画区域			
		箇所	面積(ha)	整備率	一人あたり 面積 (m ² /人)	箇所	面積(ha)	整備率	一人あたり 面積 (m ² /人)
	街区公園	2	0.41	100.0%	0.46	3	0.51	100.0%	0.38
	近隣公園	-	-		-	-	-		-
	地区公園	-	-		-	-	-		-
	住区基幹公園	2	0.41	100.0%	0.46	3	0.51	100.0%	0.38
	総合公園	1	51.60	100.0%	57.99	1	51.60	100.0%	38.50
	運動公園	-	-		-	-	-		-
	都市基幹公園	1	51.60	100.0%	57.99	1	51.60	100.0%	38.50
	都市公園	3	52.01	100.0%	58.45	4	52.11	100.0%	38.88
平成12年人口					8,898人				13,404人

注：整備率：開設済み整備量/計画整備量、人口は国勢調査

（資料）

住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり4箇所を誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で4近隣住区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

注) 近隣住区 = 幹線街路等に囲まれた概ね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

資料 :国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課 ホームページ

■ 都市計画区域内人口 1 人当たり都市公園面積

南箕輪村	37.14 m ²	参考人口 14,031 人
長野県(全国 24 位)	10.65 m ²	
全国平均	8.89 m ²	

資料 :平成 17 年 3 月 31 日現在 都市公園等整備現況調査

2)都市公園以外の施設緑地

都市公園以外の施設緑地は、児童遊園、小中学校の校庭や公共の運動場などの「公共施設緑地」と、社寺境内地等の「民間施設緑地」に区分されます。

公共施設緑地には、児童遊園が 15 箇所（1.38ha）、小中学校・グラウンドが 5 箇所（10.87ha）、その他（新四国霊場、ほたるの里）が 2 箇所（0.37ha）があります。また民間施設緑地としては、村内の社寺 16 箇所 2.42ha があげられます。

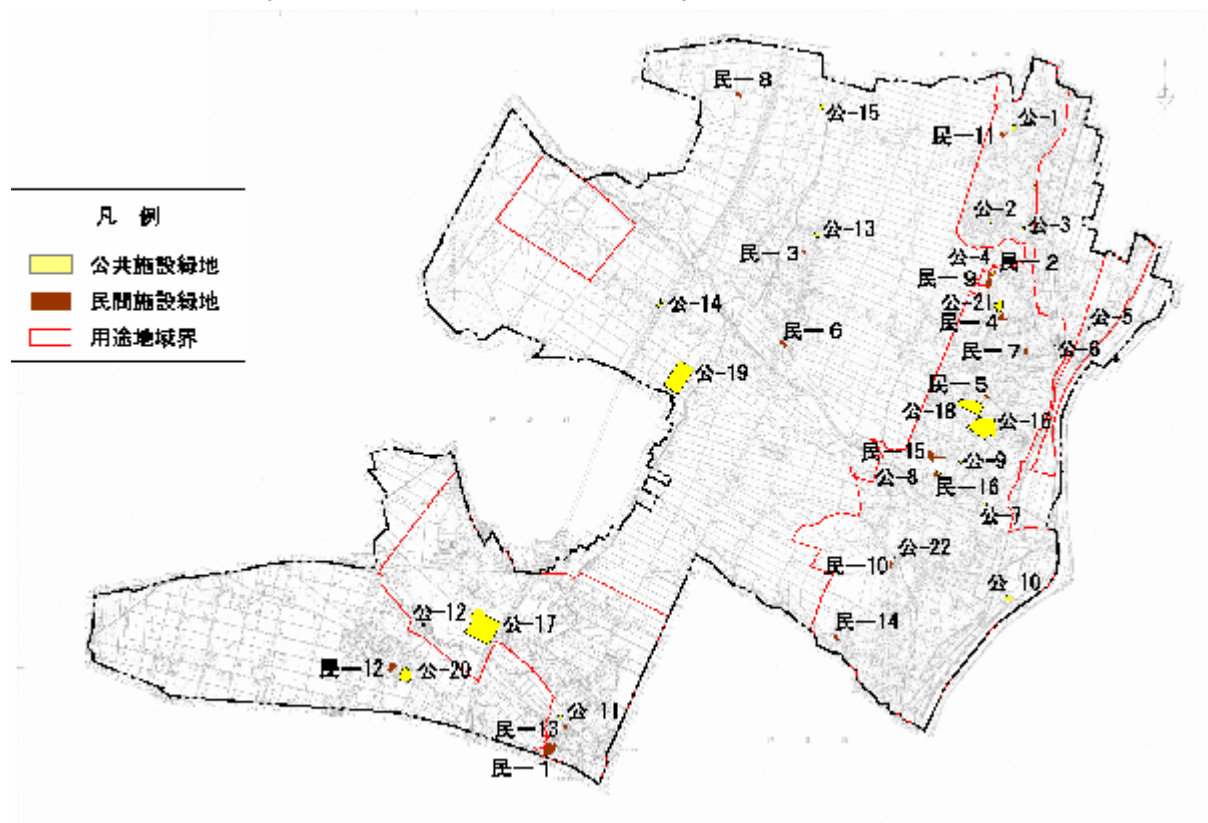
■ 都市公園以外（公共施設緑地）の施設緑地の一覧

番号	種類	名称	面積 (ha)	区域	備考
公-1	児童遊園	久保公園	0.11	用途地域 指定区域	
公-2	児童遊園	児童遊園地（中込）	0.04	用途地域 指定区域	
公-3	児童遊園	中込区遊園地	0.06	用途地域 指定区域	
公-4	児童遊園	塩ノ井公園	0.05	用途地域 指定区域	
公-5	児童遊園	中河原団地公園	0.02	用途地域 指定区域	
公-6	児童遊園	北殿駅前公園	0.02	用途地域 指定区域	
公-7	児童遊園	南殿親水公園	0.03	用途地域 指定区域	
公-8	児童遊園	南殿児童公園	0.22	用途地域 指定区域	
公-9	児童遊園	南殿ふれあい広場	0.07	用途地域 指定区域	
公-10	児童遊園	田畑交通公園	0.14	用途地域 指定区域	
公-11	児童遊園	沢尻児童公園	0.06	用途地域 指定区域	
公-12	児童遊園	南原団地公園	0.04	用途地域 指定区域	
公-13	児童遊園	唐松公園	0.10	用途地域 指定外区域	
公-14	児童遊園	大芝ふれあい広場	0.14	用途地域 指定外区域	
公-15	児童遊園	北原ふれあい広場	0.12	用途地域 指定外区域	
公-16	小中学校・ グラウンド	南箕輪小学校	2.13	用途地域 指定区域	建物を 除いた敷地
公-17	小中学校・ グラウンド	南箕輪南部小学校	2.86	用途地域 指定区域	建物を 除いた敷地
公-18	小中学校・ グラウンド	南箕輪中学校	3.67	用途地域 指定区域	建物を 除いた敷地
公-19	小中学校・ グラウンド	富士塚運動場	1.42	用途地域 指定区域	
公-20	小中学校・ グラウンド	南原運動場	0.79	用途地域 指定区域	
公-21	その他	新四国霊場	0.36	用途地域 指定区域	
公-22	その他	ほたるの里	0.08	用途地域 指定区域	

■ 都市公園以外（民間施設緑地）の施設緑地の一覧

番号	種類	名称	面積 (ha)	区域	備考
民-1	社寺	恩徳寺	0.55	用途地域指定区域	図上計測
民-2	社寺	西光寺	0.13	用途地域指定区域	図上計測
民-3	社寺	勝光寺	0.07	用途地域指定外区域	図上計測
民-4	社寺	松林寺	0.13	用途地域指定区域	図上計測
民-5	社寺	有賀祝殿	0.05	用途地域指定区域	図上計測
民-6	社寺	大和泉神社	0.13	用途地域指定外区域	図上計測
民-7	社寺	北殿神社	0.05	用途地域指定区域	図上計測
民-8	社寺	北原神社	0.05	用途地域指定外区域	図上計測
民-9	社寺	塩ノ井神社	0.21	用途地域指定区域	図上計測
民-10	社寺	田畑神社	0.10	用途地域指定区域	図上計測
民-11	社寺	神明宮	0.10	用途地域指定区域	図上計測
民-12	社寺	二宮神社	0.25	用途地域指定外区域	図上計測
民-13	社寺	日光月光大権現	0.09	用途地域指定区域	図上計測
民-14	社寺	白山八幡神社	0.11	用途地域指定区域	図上計測
民-15	社寺	八幡宮	0.29	用途地域指定区域	図上計測
民-16	社寺	三峰神社	0.11	用途地域指定区域	図上計測

■ 都市公園以外（公共施設緑地、民間施設緑地）の位置



地域制緑地

地域制緑地は、大きく「法によるもの」「協定によるもの」「条例等によるもの」に分けられます。

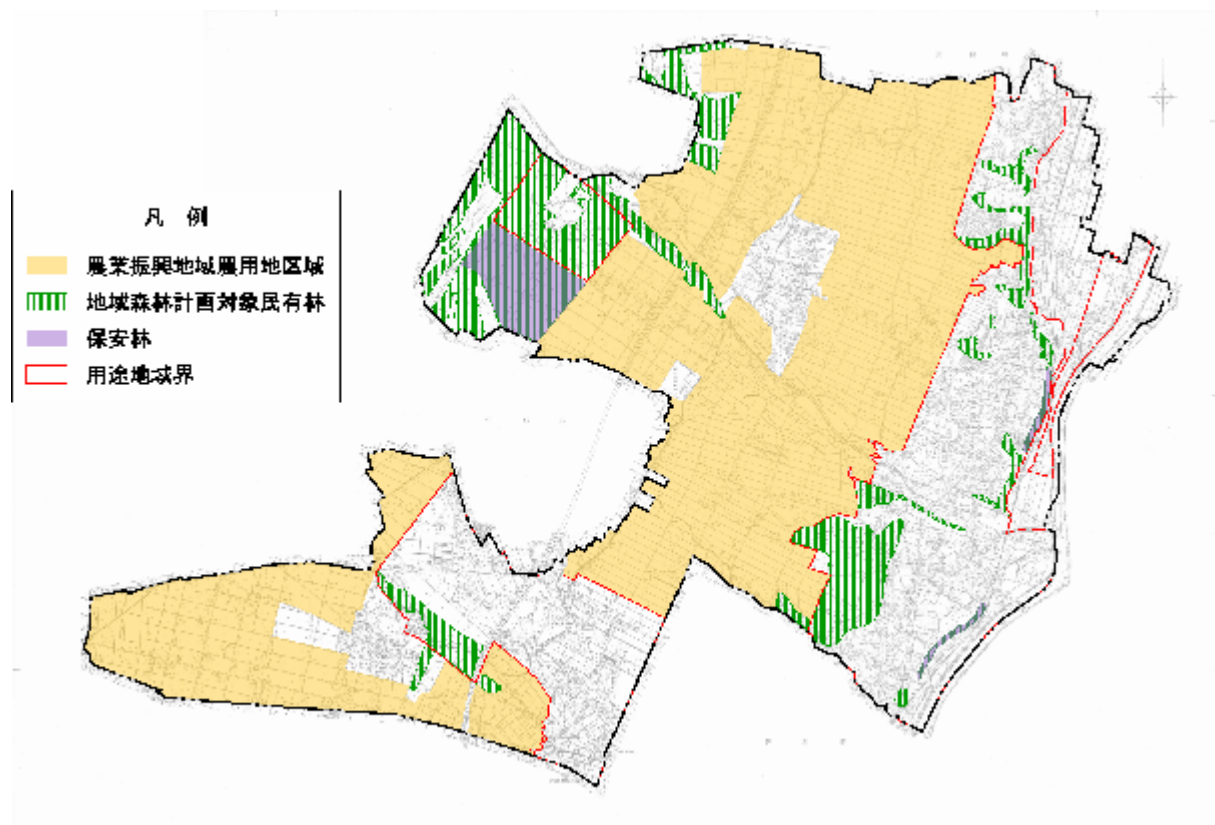
本計画において位置づけるこれらの地域制緑地は、総面積 1,220.2ha です。

なお、協定によるもの、条例によるものは本村で該当するものではありません。

■ 地域制緑地の一覧

		都市計画 区域	面積(ha)		備考
			用途地域 指定区域	用途地域 指定外区域	
法 に よ る も の	農業振興区域 農用地区域	937.9	-	937.9	
	地域森林整備計画 対象民有林	239.6	128.6	111.0	用途地域指定区域、 指定外区域の 面積は図上計測
	保安林	42.7	-	44.7	面積は図上計測
協定等によるもの		0.0	0.0	0.0	
条例等によるもの		0.0	0.0	0.0	

■ 地域制緑地の位置図



(2) 緑化状況

公共施設の緑化状況

主な公共施設の緑化状況は、緑化率（敷地面積に対する緑化面積の割合）で見ると、公共施設全体の平均は約 31% になります。

しかし、緑化率が最も高い信州大学農学部を除くと、緑化率は約 12% となります。

■ 主な公共施設の緑化状況

区分	施設名	敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑化率 (%)
村全体 (広域施設)	村役場・保健センター	12,824.28	1,929.64	11.8
	村民センター・図書館	3,547.00		
	南箕輪村公民館	2,721.88	708.21	26.0
	村民体育館	6,452.22	1,138.97	17.7
	郷土館	318.33	43.75	13.7
	赤松荘	737.58	233.36	31.6
	松寿荘	6,596.00		
	障害者生きがいセンター	7,076.00	7,156.88	17.2
	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム	27,921.00		
	小計	68,194.29	11,210.81	16.4
学校・保育園	南箕輪小学校	26,369.00	2,275.81	8.6
	南部小学校	34,406.00	2,899.05	8.4
	南箕輪中学校	41,910.00	1,786.79	4.3
	上伊那農業高等学校	97,533.00	11,685.18	12.0
	信州大学農学部	485,832.50	210,539.41	43.3
	北部保育園	4,334.49	516.73	11.9
	中部保育園	8,346.38	1,780.56	21.3
	南部保育園	3,560.30	416.62	11.7
	西部保育園	4,025.67	325.77	8.1
	南原保育園	2,302.50	645.61	28.0
	小計	708,619.84	232,871.53	32.9
地区施設	久保コミュニティセンター	1,746.42	337.77	19.3
	塩ノ井公民館	1,456.00	257.39	17.7
	中込公民館	1,967.28	165.00	8.4
	北殿公民館	2,804.18	560.26	20.0
	南殿コミュニティセンター	3,369.00	392.61	11.7
	田畑公民館	1,141.08	162.61	14.3
	神子柴公民館	1,457.43	15.77	1.1
	沢尻コミュニティセンター	1,047.00	63.72	6.1
	南原コミュニティセンター	1,532.00	253.08	16.5
	大芝公民館	1,546.37	139.22	9.0
	大泉第2公民館	1,163.59	112.29	9.7
	西部地区館	685.50	0.00	0.0
	北原公民館	610.00	206.47	33.8
	小計	20,525.85	2,666.19	13.0
合計		797,339.98	246,748.53	30.9
(信州大学農学部を除く) 合計		311,507.48	36,209.12	11.6

注) 緑化面積は、航空写真から緑地面積（植栽されている面積）を測定しています。

公共施設は、敷地に建築物があるもので、多くの村民が利用する施設を対象とし、水道管理施設等の一般には開放されていない施設は除外しました。

民有地の緑化状況

1)住宅地の緑化

古くからある住宅地では、敷地面積が広く、庭木や道路沿いの生垣などにより緑化がなされています。

用途地域指定区域内の住宅地では、道路沿いの生垣等による緑化がみられます。

2)商業地・業務地の緑化

商業地・業務地においては、駐車スペース等に占められ、緑が少ない状況です。

3)工業地の緑化

大規模な工業地においては、敷地内や道路沿いにおいて緑化が進んでいるところが多くみられますが、小規模の工場などでは緑化が進んでいません。

民間の参加・協力等に関わる状況

緑化活動等に関する民間の参加・協力等の取り組みは下記の通りです。

■ 民間の参加・協力等の概要

項 目	活動概要
南箕輪村花いっぱい推進協議会	平成 10 年 4 月発足。大芝高原を中心に花を植える活動を行っています。参加会員は、南箕輪村老人クラブ連合会、商工会青年部、商工会女性部、南箕輪郵便局、みちくさの会（ボランティアグループ）
公民館の花植え	地区の老人クラブにより、公民館の花植えを行っている地区があります。
花植え、プランターの設置	上伊那農業高校により、学校内の敷地の花植え（春日街道沿い）や中央病院へ花のプランター設置を行っています。
北殿里山クラブ	環境再生美化、生物観察などを行っています。
図書館ボランティア	図書館の花壇づくりなどを行っています。
田畑半沢を愛する会	ほたるの里の管理やほたるの養殖を行っています。

普及啓発活動の状況等

緑化に関する普及啓発活動の取り組み状況は下記の通りです。

■ 普及啓発活動の状況等の概要

項 目	概 略
コンクールへの出展	小中学校では、構内の花壇づくりを県主催のフラワーブラボーコンクールに毎年出展しています。

4. 緑が果たす役割からみた現況

「緑」が果たす役割として、「レクリエーション施設」「歴史的資源」「景観」「防災」などがあげられます。

みんなの森がセラピーロードに認定されたのを受けて村民の癒しと健康を守る拠点とするほか人々が集い交流の場として活用できるよう期待します。

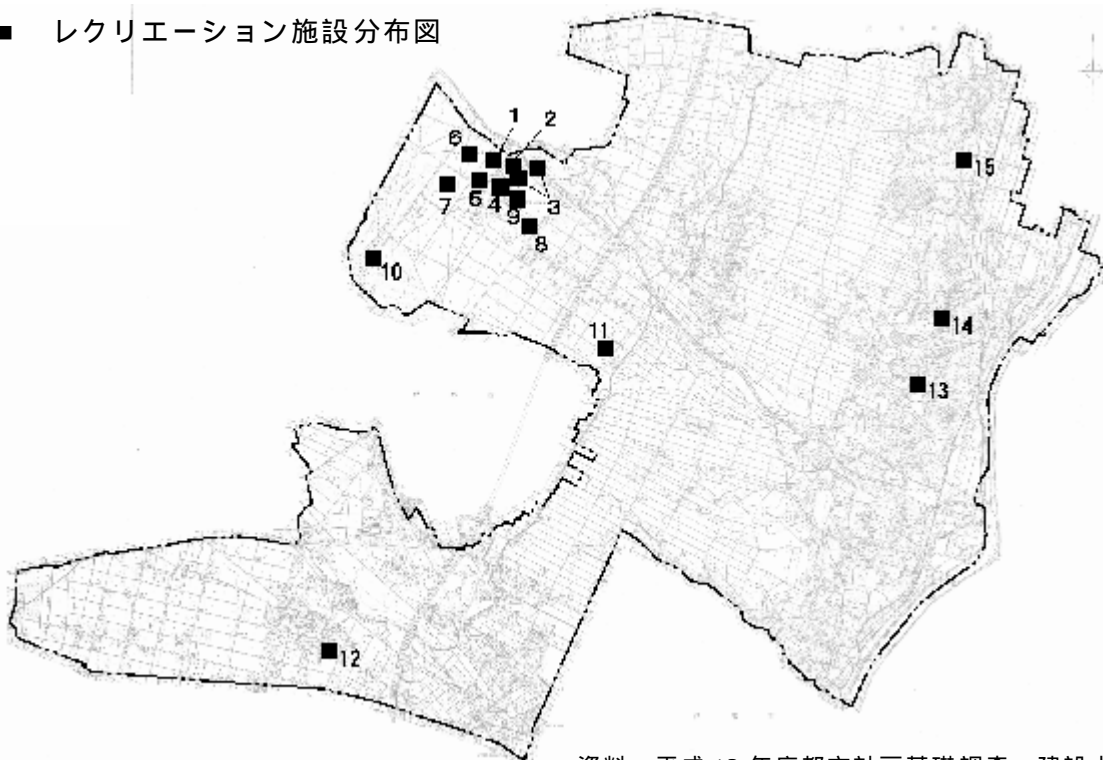
(1) レクリエーション施設

屋外レクリエーション施設は、大芝高原内の陸上競技場、テニスコート、キャンプ場、野球場、プール、マレットゴルフ場、アスレチック、ミニグランドがあげられます。その他、富士塚運動場、南原運動場や民間のゴルフ場などがあります。

■ レクリエーション施設

番号	施設の名称	施設規模 (ha)	備考	番号	施設の名称	施設規模 (ha)	備考
1	陸上競技場	2.3	大芝公園内	10	信州伊那国際ゴルフ	43.0	民間
2	テニスコート	0.9		11	富士塚運動場	3.0	
3	キャンプ場	0.3		12	南原運動場	1.0	
4	野球場	1.7		13	村体育館	0.4	
5	プール	1.3		14	北殿ゲートボール場	0.1	
6	マレットゴルフ場	5.8		15	久保ゲートボール場	0.05	
7	アスレチック	6.7					
8	ミニグランド	0.7					
9	屋内運動場	0.2					

■ レクリエーション施設分布図



資料：平成 13 年度都市計画基礎調査、建設水道課

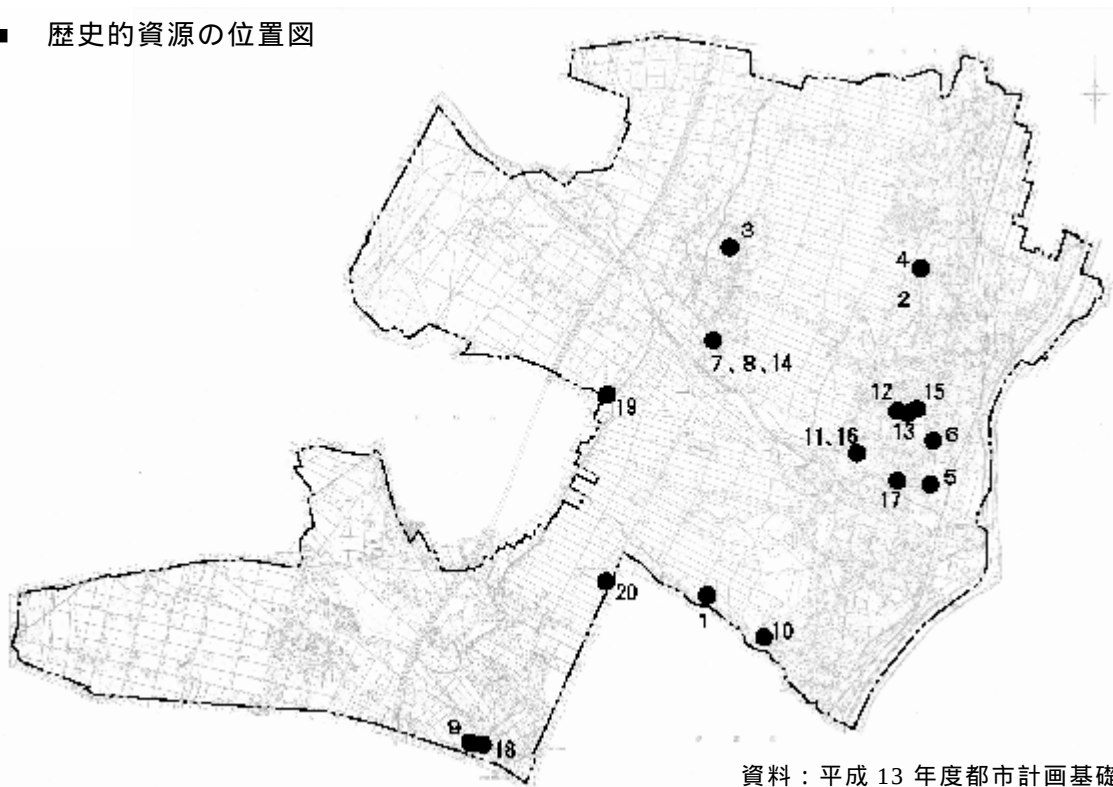
(2) 歴史的資源

歴史的資源としては、国、村により文化財として指定されたものがあげられます。本村の文化財としては、国指定が1、村指定が19あります。ほとんどの文化財は、緑が豊かな社寺の敷地に位置し、村民や村外からの来訪者の散策場となっています。

■ 歴史的資源

番号	名称	分類	備考
1	神子柴型尖頭器・神子柴型石斧	国指定 有形文化財	
2	新四国霊場石仏像	村指定 有形文化財	
3	十一面観音像	村指定 有形文化財	
4	大般若心経	村指定 有形文化財	
5	大宗館文庫	村指定 有形文化財	
6	三十三石仏観音	村指定 有形文化財	
7	大和泉神社本殿	村指定 有形文化財	
8	瘡守稲荷神社本殿	村指定 有形文化財	
9	不動明王	村指定 有形文化財	
10	十二神将	村指定 有形文化財	
11	殿村八幡宮朱印状	村指定 有形文化財	
12	火葬蔵骨壺	村指定 有形文化財	
13	有孔鍔付土器	村指定 有形文化財	
14	大和泉神社鹿踊り	村指定 無形文化財	
15	エドヒガン桜	村指定 天然記念物	
16	殿村八幡宮社叢	村指定 天然記念物	
17	コウヤマキ	村指定 天然記念物	
18	恩徳寺大銀杏	村指定 天然記念物	
19	富士塚	村指定 史跡	
20	御射山社	村指定 史跡	

■ 歴史的資源の位置図



資料：平成13年度都市計画基礎調査

(3) 景観

本村は、西に中央アルプス、東に南アルプスを望み、天竜川の河岸段丘と大泉川の扇状地に広がり、各地域の平地林、段丘の斜面緑地が残されており、それらが美しい景観をつくり出しています。

特に、大芝高原、殿村八幡宮、山地を背景にした田園風景、大泉川親水護岸、信州大学ユリノキ並木、村内どこからでも眺めの良い山地の眺望、恩徳寺の大銀杏、エドヒガン桜などが良好な景観要素としてあげられます。

また、本村では、景観十選として以下の景観ポイントを村内外に向け、紹介しています。

■ 景観十選

信州大芝公園



中央アルプスの山並みを背景に、アカマツやヒノキの整然とした樹林と大泉川の清流。木々に隠れてさえずる野鳥と可憐な草花。森に響き渡る虫の声や木の香り。充実したスポーツ公園。そのすべてを映し出す大芝湖を中心に、四季折々にすばらしい景観を見せてくれます。

経ヶ岳



村内全体から眺められる山容は、南箕輪村の象徴。四季を通じてその模様を神秘的に変えながら、人々を和ませたり、時には厳格な表情を見せながら勇気づけてくれます。

権兵衛峠



その昔、伊那谷と木曽谷を結んでいた街道。歴史散歩を兼ねながら峠への道をたどれば、春の新緑・秋の紅葉とともに、いにしえの風も感じられます。

信大ユリノキ並木



キャンパス内にそびえ立つ 51 本のユリノキ。春を迎えての芽吹きから、新緑の初夏、キャンパスが黄金色に染まる紅葉の秋まで、四季折々の美しさを見せてくれます。

西天の水田地帯



伊那谷で最も美しい広大な田園風景。田植えとともに村一面に緑が広がり、秋には黄金色の稲穂が頭を下げ、穀倉地帯の豊かさを感じることができます。

わさび畑



河岸段丘に湧き出す清らかな水にうたれ、まるで子守歌でも聞くかのごとく成長していくわさび。清楚で純白の花をまとった姿は可憐そのものです。

天竜川



諏訪湖に発して南箕輪村の東を流れる川。とりわけ明神橋付近は、ゆったりとした流れに四季折々の雄大さと美しさを感じることができます。

新四国霊場



松林寺裏の林中にあるお四国様。四国の八十八ヶ寺の本尊を安置したもので、石仏郡が老木の下に穏やかにたたずむ姿は、人々に安らぎを与えてくれます。

殿村八幡宮



樹齢数百年にも及ぶヒノキとアカマツの老木に囲まれた鎮守社。参道にたたずめば、歴史の重みと爽やかな涼風を体感できます。

仙丈ヶ岳



日々の生活の中で、村内どこからでも眺めることができます。特に、雪化粧した山肌が残照の中で茜色から淡い紫、紺青にとその色を微妙に変えていく様は、時を忘れてしまうほどです。

出典：南箕輪村ホームページ

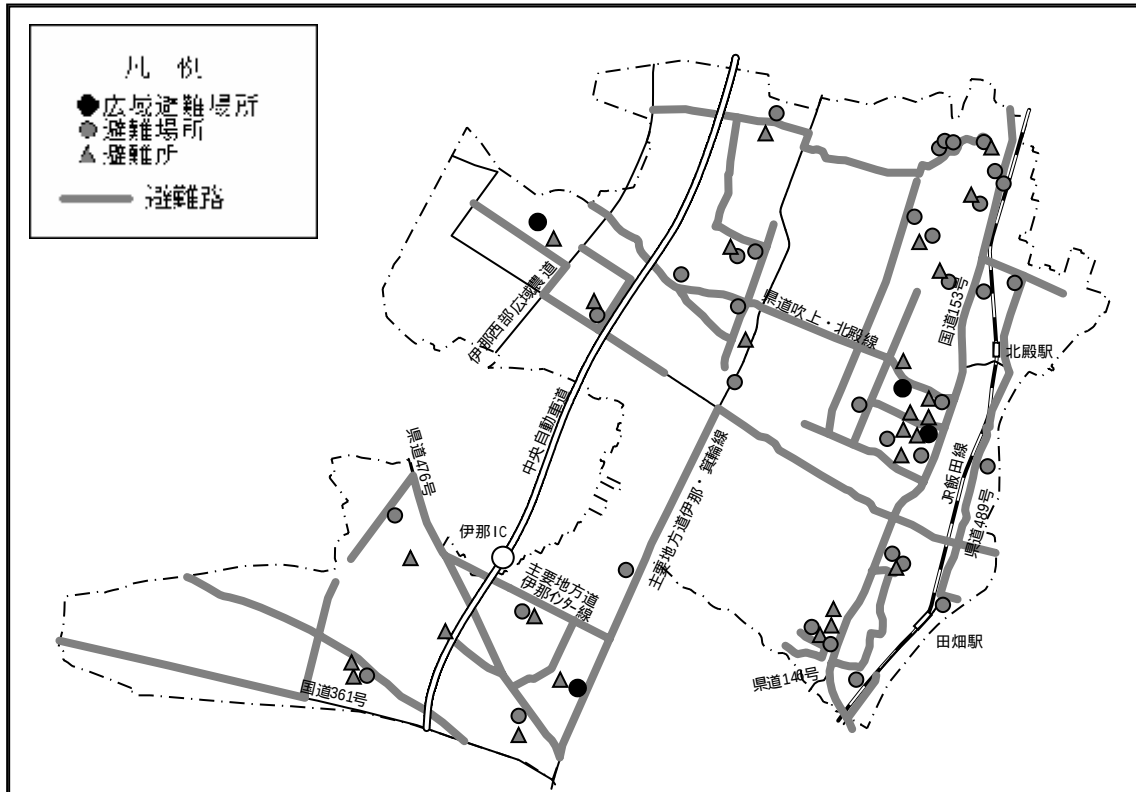
(4) 防災

避難場所等

本村は避難場所として、広域避難場所が4箇所、避難場所が35箇所を指定しています。

■ 避難場所等

避難場所・避難所・避難経路



■ 避難場所一覧

広域避難場所	
南箕輪中学校第1グラウンド	上伊那農業高等学校校庭
南箕輪小学校校庭	大芝総合グラウンド（陸上競技場除く）
避難場所	
神明宮	田畑公民館駐車場
西念寺	南箕輪浄化センター公園
久保旧公民館跡	神子柴営農センター駐車場
久保公民館駐車場	神子柴公園
ミノワボウル駐車場	マルタ工業(株)南空地
縁結駐車場	上伊那農協広域選果場駐車場
北部保育園庭	神子柴西部集会所庭
中込公民館	沢尻コミュニティセンター駐車場
県営住宅駐車場	南原グラウンド
塩ノ井公民館三輪	信州大学農学部グラウンド
ケーヨーデイツー（株）南箕輪店駐車場	大芝公民館駐車場
北殿公民館駐車場	大泉唐松公園
南箕輪中学校第2グラウンド	西部保育園庭
(株)ハーモ駐車場・日本ピスコ駐車場	大泉児童公園
南箕輪村役場駐車場	水稻育苗センター
上伊那農協南箕輪支所駐車場	西部浄化センターいづみ苑駐車場
KOA(株)グラウンド	北原公民館駐車場
田畑児童公園	

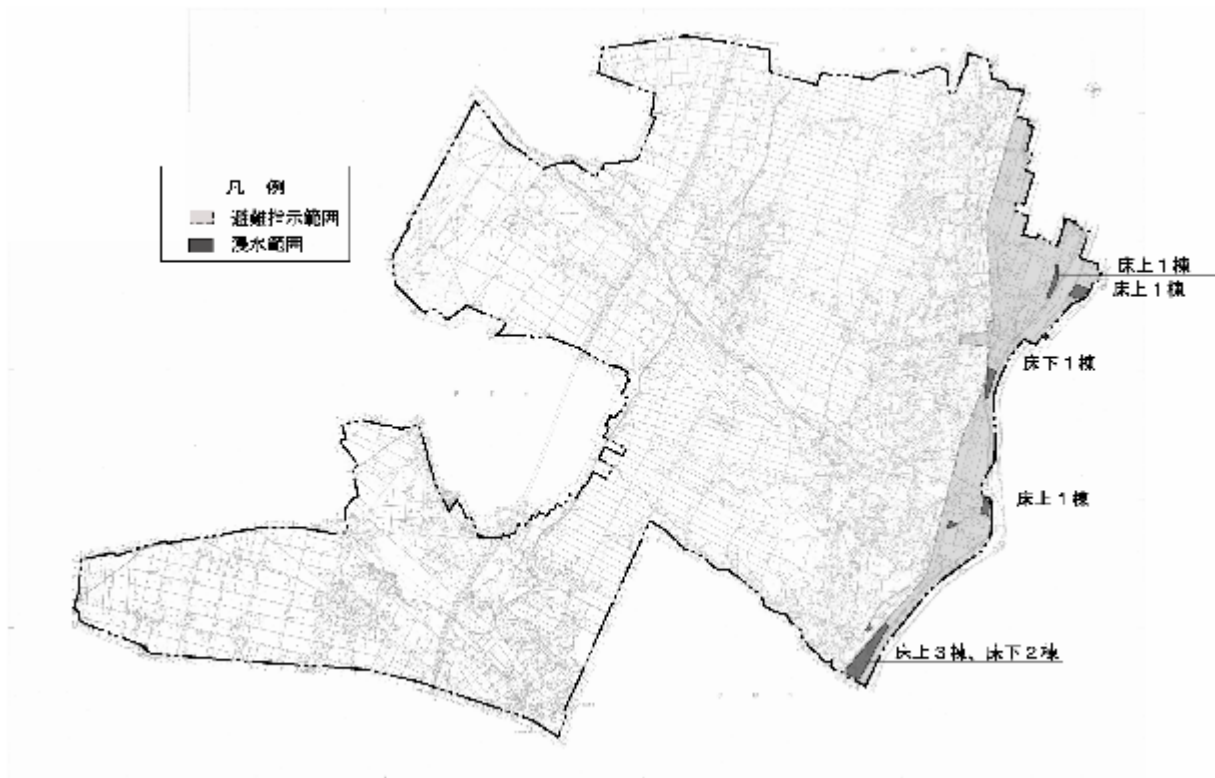
避難所は除く

災害発生状況

近年は、大規模な災害は発生していませんが、平成 11 年 6 月末の梅雨前線豪雨災害により、村道の一部での冠水、田・畑の法面崩壊が起きました。この時の豪雨では住宅地には被害は及んでいません。また、平成 18 年 7 月中旬の梅雨前線豪雨災害では、天竜川の水位が特別警戒水位を大きく超えたため、沿岸地域では避難勧告、避難指示が発令されました。この豪雨による主な被害は、床上浸水 1 件、床下浸水 11 件、道路冠水 3 箇所でした。

特別警戒水位 ... 降雨の状況などによっては河川の氾濫^{はんらん}が予想され、市町村長が発令する避難勧告の目安となる水位。

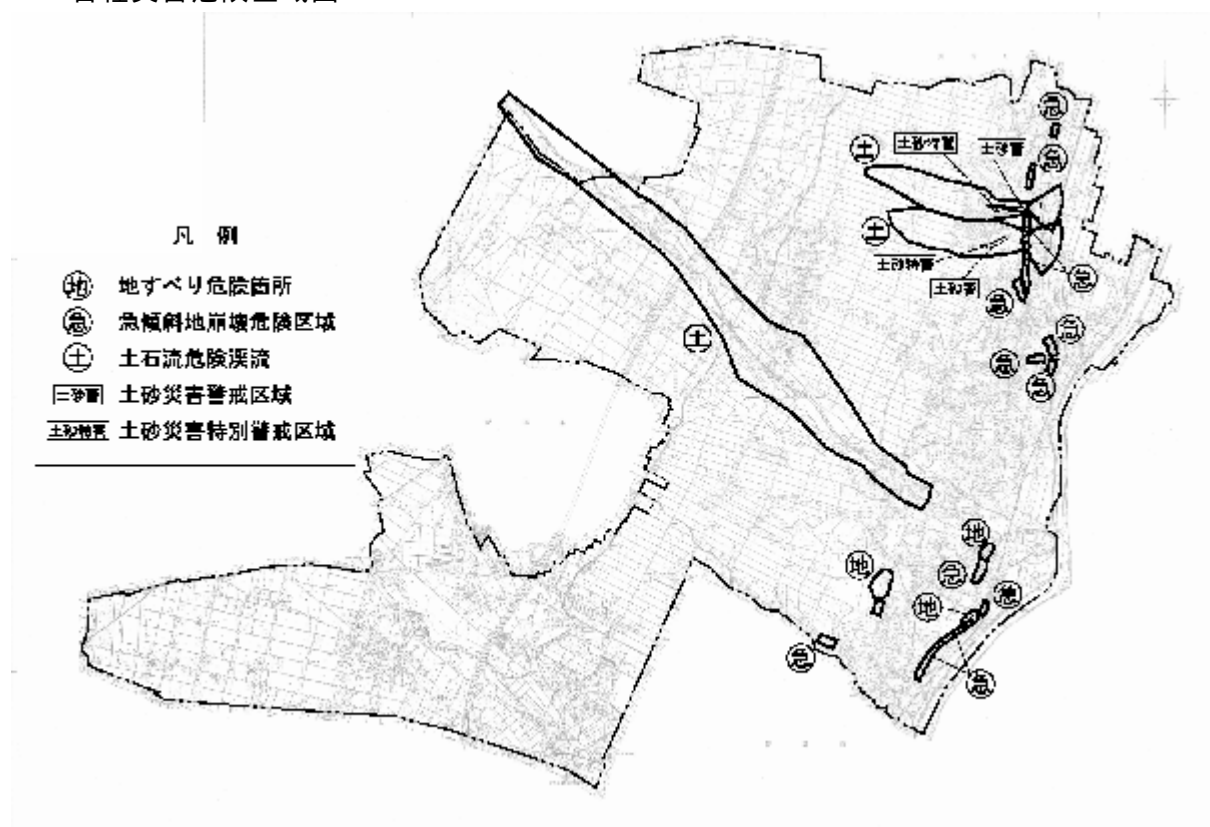
■ 災害発生状況（水害：平成 18 年 7 月梅雨前線による被害）



崖崩れ等の想定される箇所

本村では、都市計画区域内に地すべり危険箇所が3箇所、急傾斜面崩壊危険区域が15箇所、土石流危険渓流が3箇所、土砂災害警戒区域が2箇所、土砂災害特別警戒区域が2箇所指定されています。

■ 各種災害危険区域図



資料：南箕輪村地域防災計画、建設水道課

5．緑の課題

○農地、樹林地、河川の保全（動植物の生息環境の保全）

農地や樹林地、河川は、本村の緑の骨格や軸を形成しているとともに、動植物の生息環境となっているため、現状の緑地を保全していく必要があります。

○歴史や文化と一体となった緑の保全

社寺と一体となった樹林地は、地区のランドマークとなっているとともに、そこに刻まれた歴史や文化と一体となった緑として保全していく必要があります。

○災害を防ぐ緑の保全

村民の安全を守る保安林などの緑は、災害を防ぐ緑として保全を図る必要があります。

○良好な景観を形成する緑の保全

景観十選をはじめとする良好な景観を形成している緑は、本村の誇れる緑として保全を図っていく必要があります。

○子どもの遊び場や憩いの場となる身近な公園の整備

人口増加に対応した適切な公園の配置、公園機能の充実など身近な公園の整備を図っていく必要があります。

○レクリエーションや健康づくりのための緑の整備

散策、サイクリングやスポーツなど、村民のレクリエーションや楽しみながら健康づくりを行う公園や散歩道など、緑の創出に努める必要があります。

○潤いのある景観づくり

住宅地、商業地、公共施設等においては、草花などの彩りのある緑化を進めていくことにより、地域に潤いのある街並みの形成が期待できます。

○災害時に身を守る緑の整備

住宅地のブロック塀については、震災時に倒壊するおそれがあり、災害時の避難や緊急活動の支障となるため、生垣化などを促進していく必要があります。

○環境への負荷を低減させる緑

環境への負荷を低減する緑としての街路樹等は、景観形成を図る役割も果たしています。

工業地においては、新たに誘致する企業などに対し、環境への負荷を低減させるための緑地の配置や、国道 153 号線などの交通量の多い道路沿いに街路樹を植えるよう誘導していく必要があります。

○緑化の推進、仕組みづくり

村民の一人ひとりが緑の大切さや役割を意識し、村民、事業者、村がお互いに協力し合いながら緑化を進めていくことが重要です。

第3章 南箕輪村の緑の将来の姿

1. 緑の基本理念 ～私たちの緑に対する思い～

緑は、村の環境を支える基盤であり、村民に潤いと安らぎを与えるとともに、健康、安全、そして魅力あるむらづくりに欠かせないものです。大芝高原というかけがえない貴重な村民共有の財産があり、「みんなの森」という林野庁から森林セラピー（療法）ロードに認定された癒しや健康づくりに最適の豊かな森があります。緑に象徴される自然や歴史的風土は将来に至っても村民の誇りとなります。

本村では、平成4年に「環境宣言」を行いました。この中では、本村の豊かな自然環境を貴重な財産として保全していくことを掲げています。

村民の健康、安全、魅力あるむらづくりを進めていくためには、これらの緑の保全とあわせ、活用をみんなで進めていく必要があります。

本計画における緑の基本理念は次の通りとします。

とわ
永久に残そう！ 南箕輪の緑の財産

「環境宣言」

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きるものの生存基盤のみならず、地球に住むものに調和をもたらすものである。

しかし、大気や水の汚染、緑の枯渇など自然環境の悪化は今や地球規模にまで拡大し、その生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として自然との共生のもとに、調和のとれた環境をつくりあげていく。

健全な自然環境が人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直していく必要がある。

特に森林や水源を肇とする豊かな自然環境は、貴重な財産であることを認識し、ここに「環境宣言」を行い、自然環境の保全と環境にやさしい社会の実現を期するものである。

平成4年9月25日 南箕輪村議会

2. 緑の将来像 ～村の緑のあるべき姿～

本計画は、都市計画マスタープランの緑に関する分野について具体的な方針を示す計画であることから、同計画と同じ将来像を目指すものとします。

村の緑の構成要素を「広がりのある緑（面）」や「拠点となる緑（点）」、それらを「つなぐ緑（線）」とし、この将来像の実現を目指します。

緑の将来像：「豊かな自然と共生し、健やかに成長するむら」

保全すべき緑

用途地域指定外区域を「保全すべき緑」として豊かな自然の保全を図ります。

緑化を図る地区

用途地域指定区域を「緑化を図る地区」として様々な緑化を展開していきます。

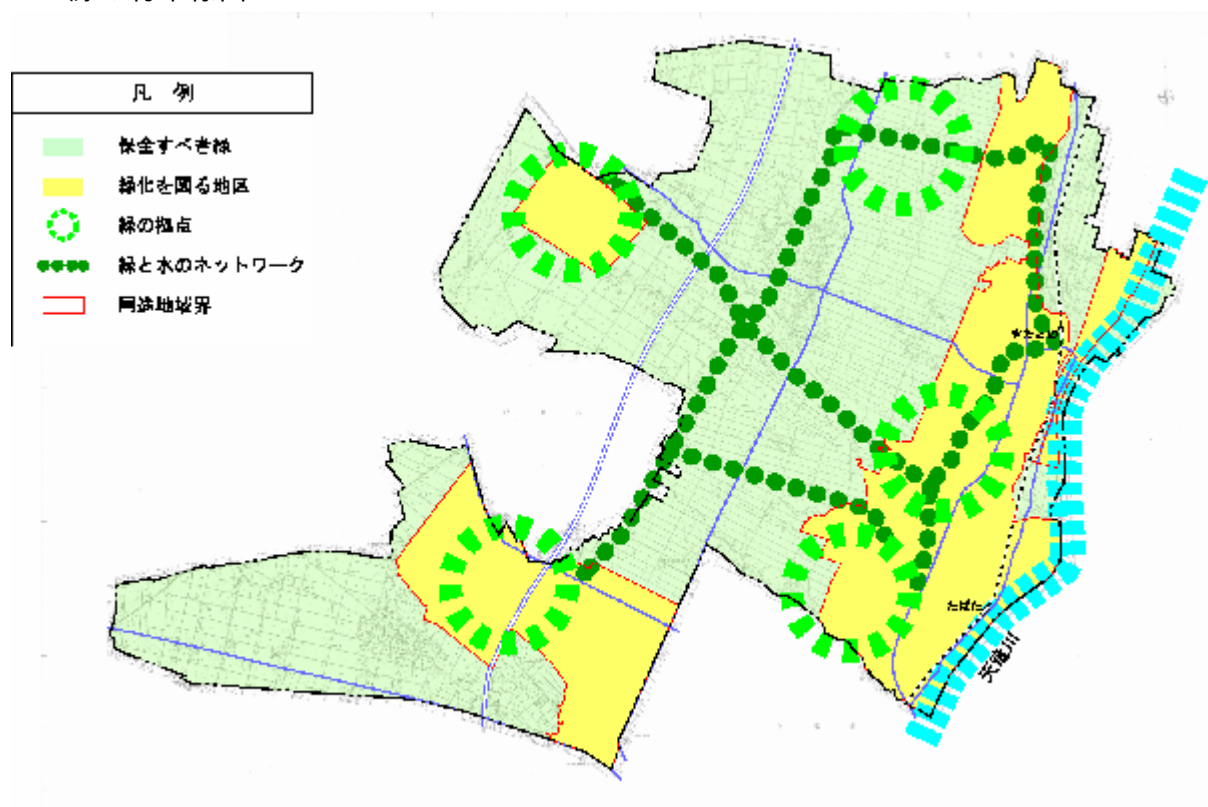
緑の拠点

大芝高原など5箇所を「緑の拠点」として位置づけ、村民のレクリエーション活動、健康づくり、スポーツ活動などの場における緑の充実を図ります。

緑と水のネットワーク（つなぐ緑）

5つの拠点を結ぶ旧道等を「緑と水のネットワーク」とし、村全体で豊かな自然とのふれあい、自然観察や散策の場として充実を図ります。

■ 緑の将来像図



3 将来確保する緑の目標量 ～緑地等の保全及び確保の方針～

本章は都市緑地法第4条2項3号イ「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項」として、本計画の「緑の基本理念」、「緑の将来像」に基づき、都市公園の整備方針及び都市公園以外の施設緑地の整備方針、地域制緑地の指定方針を示します。

(1) 施設緑地

公園・緑地の整備にあたっては、地域のバランスに考慮するとともに、里親(アダプト)制度の導入を図るなど、住民参加による整備や維持管理を進めていきます。

都市公園

○ 目標

街区公園3箇所、総合公園1箇所を維持(平成37年)

○ 都市公園の配置方針

1) 住区基幹公園

街区公園などの住区基幹公園は、地域住民のレクリエーション・交流の場として、また、子どもから高齢者まで多様なニーズに対応できるよう、環境や機能の充実を図ります。

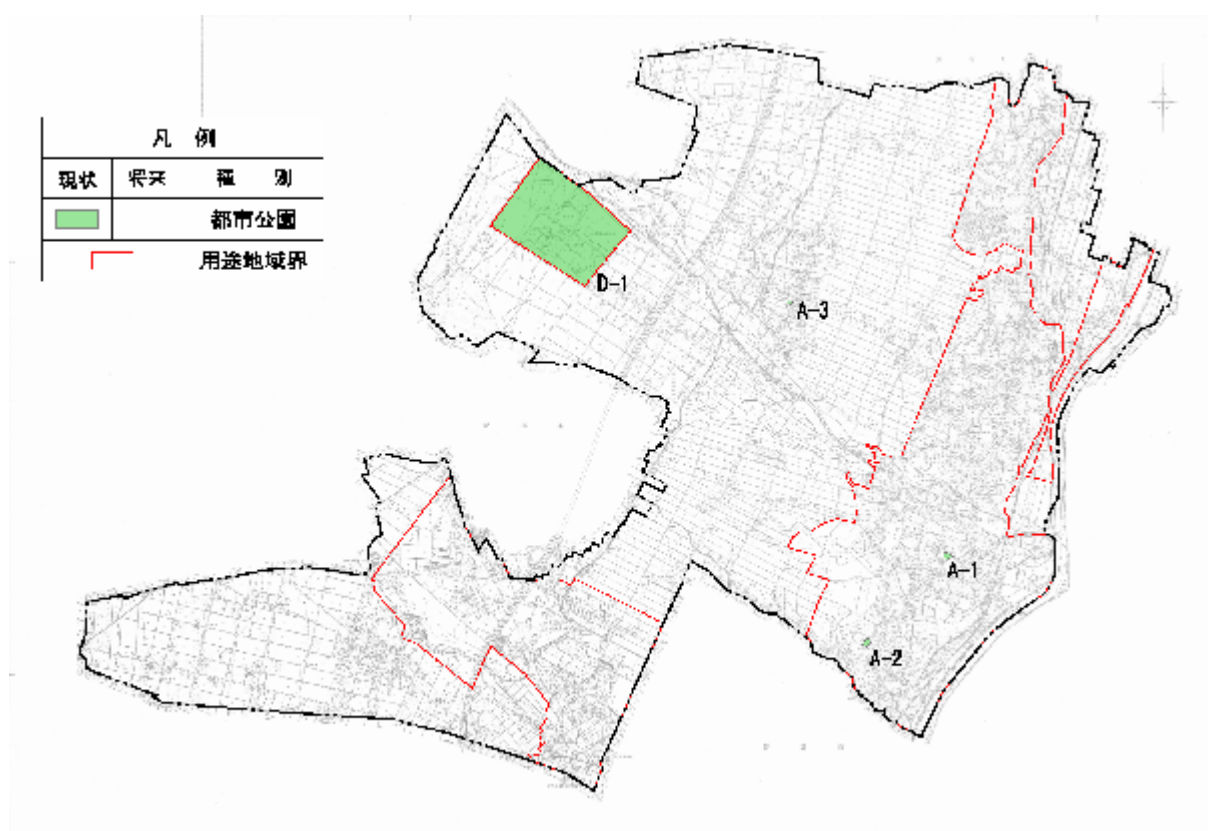
身近な公園や遊び場は、児童遊園を街区公園の補完的な役割として、それぞれを適正に配置していきます。

2) 都市基幹公園

総合公園などの都市基幹公園は、村民全体のレクリエーションの拠点として、多様なスポーツ・レクリエーション環境や機能の充実を図ります。

都市緑地の配置は、村内の自然環境の保全・改善及び都市景観の向上に役立つ樹林地などの位置づけを検討します。

■ 都市公園の配置方針図



公共施設緑地の確保の方針

○ 公共施設における緑化の目標

公共施設の緑化率：約 15%(平成 37 年)

村内の公共施設（信州大学農学部を除く）の緑化状況が現状で平均 12%であることから、将来的に約 15%まで緑化を確保していくことを目標としています。

○ 都市公園以外の公共施設の配置方針

児童遊園やグラウンドは、都市公園を補完する役割として、また、小中学校等の公共施設の緑は、生活に潤いを与え、また、村の景観を形成する緑地として充実を図ります。

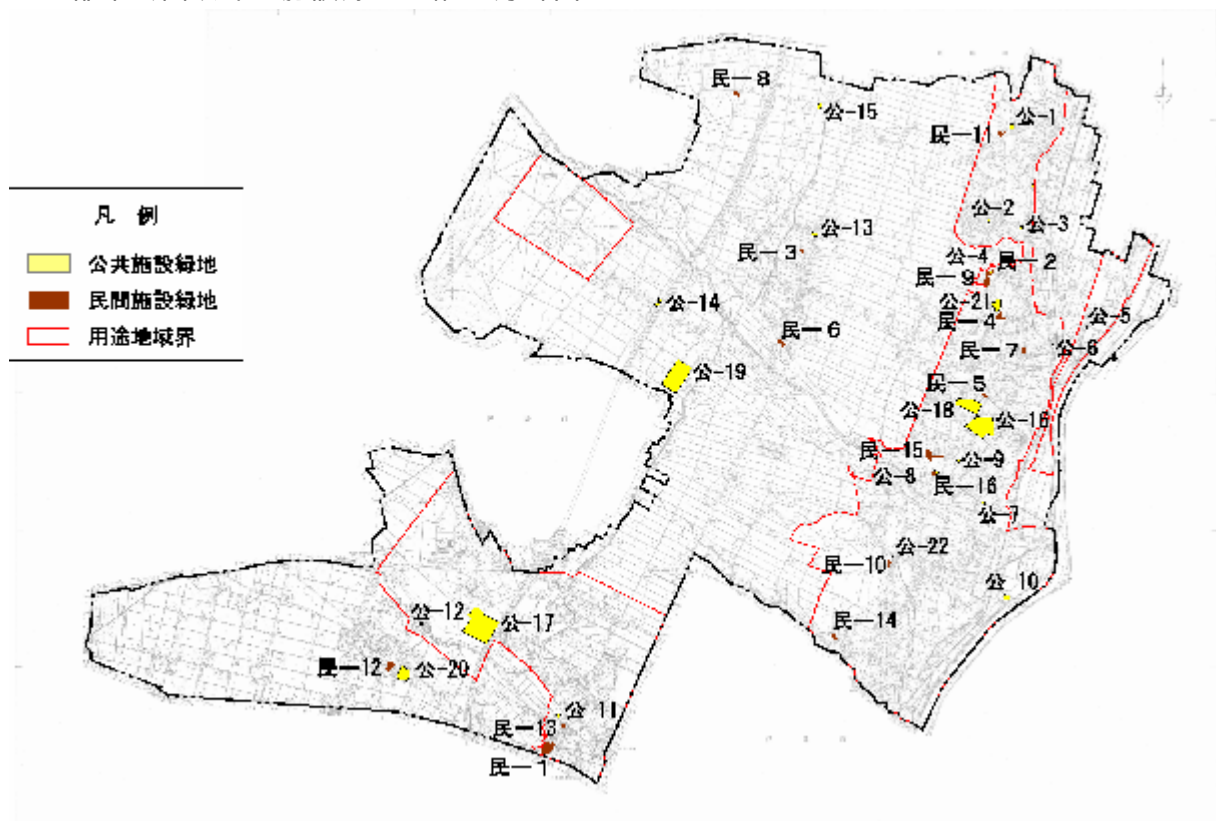
児童遊園は、街区公園を補完する身近な地域の遊び場として、環境の充実に努めるとともに、適正な維持管理を進めます。

小中学校については、現在の配置とします。

民間施設緑地の方針

社寺境内地などの民間施設緑地は、地域の歴史や文化、郷土景観を継承してきた貴重な緑であり、古くから地域住民の交流の場であったことから、今後も保全を図ります。

■ 都市公園以外の施設緑地の配置方針図



(2) 地域制緑地の方針

法によるもの

○ 地域制緑地の目標量

都市計画区域の約6割を緑地として確保(平成37年)

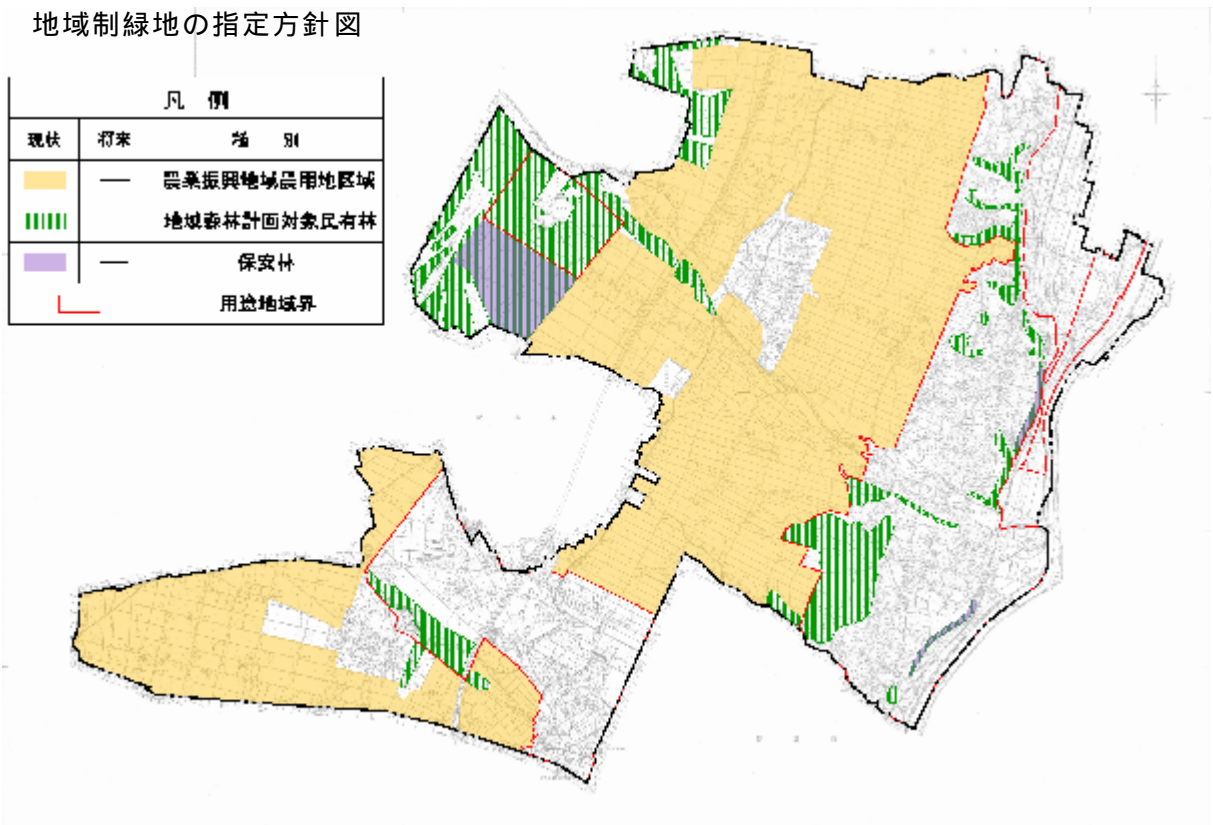
これは公園や農業振興地域農用地区域等の担保性のある緑地(約1,221ha)がすべて残ることを想定しています。また、担保性のない緑地については、今後まとまった規模の開発などの計画がないことから、その半分(約86ha)は緑地として残ることを想定しています。

○ 地域制緑地の配置方針

面的広がりのある緑地の「地域制緑地」の配置については、「農業振興地域農用地区域」「地域森林計画対象民有林」「保安林」を将来にわたって保全するものとします。また、良好な樹林地、里山や屋敷林等、巨木、古木等で樹形の優れたもの等の保全を図っていくため、保存樹林、保存樹木の制度を活用しその保全に努めます。

■ 地域制緑地の指定方針図

凡 例		
現状	将来	種 別
	—	農業振興地域農用地区域
	—	地域森林計画対象民有林
	—	保安林
		用途地域界



協定・条例等によるもの

本村では、協定や条例等による緑はありませんが、住宅地の良好な緑の保全や新たに開発を行う一定規模以上の住宅地においては、協定等を促進していきます。

里山私有林

森林所有者に適切な管理を促すため、標準管理手法の提示、補助制度の再検討、共同利用施設の導入等きめこまやかな政策に取り組みます。

(3) 緑の拠点・緑のネットワークの形成

緑の将来像を実現していくため、緑の拠点、ネットワークの形成を図ります。

緑の拠点

・大芝公園を「レクリエーションの場」として、また、神子柴遺跡や白山八幡神社、田畑半沢のほたるの里の周辺の樹林地一帯を「自然観察や散策の場」、信州大学や上伊那農業高校一帯を「散策や緑の学習の場」、久保地区の田園地帯一帯を「景観の眺望の場」、村役場周辺、八幡宮一帯の樹林地を「教育・文化と歴史の場」として位置づけます。

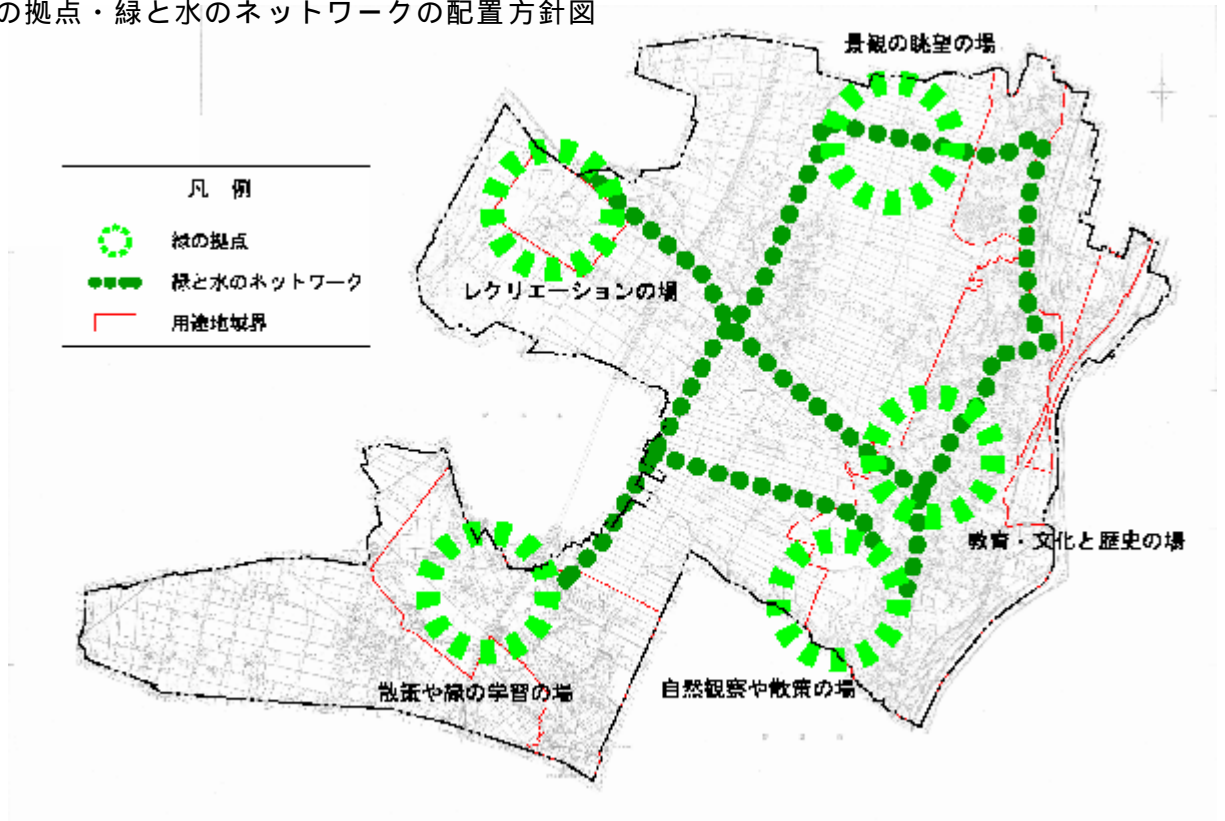
緑と水のネットワーク

都市公園をはじめ、公共施設や観光・レクリエーション施設などの各種拠点を、河川、水路、道路（旧街道）などによってつなぐ「緑と水のネットワーク」を形成します。

大泉川の左岸道路や西天竜幹線水路管理道は親水性をもった散歩道とし、その他の生活道路や旧道等は、公共施設の緑化や案内表示の整備によるネットワーク化を図ります。

なお、生息地域を分断したり孤立させないように、これらの河川、水路、生活道路等のつながり（ネットワーク）を形成し、自然環境を配慮した身近なふれあいの場所とします。

■ 緑の拠点・緑と水のネットワークの配置方針図



第4章 南箕輪村の緑に関する取り組み

将来のあるべき姿や目標を実現するために、次の施策を村民とともに進めていきます。

基本的な取り組みの方針

具体的な施策

1. 守るみどり

～南箕輪の緑を守り
伝えよう！～

(1) 農地・樹林地の保全

(2) 水辺の保全

(3) 生き物の棲みかとなる緑の保全

(4) 特色ある景観の保全

(5) 社寺林や貴重な緑の保全

2. 創るみどり

～むらの緑を増やそう～

(1) 体験・学習型の緑地の整備

(2) 誰もが親しめる緑地の整備

(3) 緑を結ぶ散歩道の整備

(4) 身近な公園の整備

3. 育むみどり

～みんなで緑を育てよう～

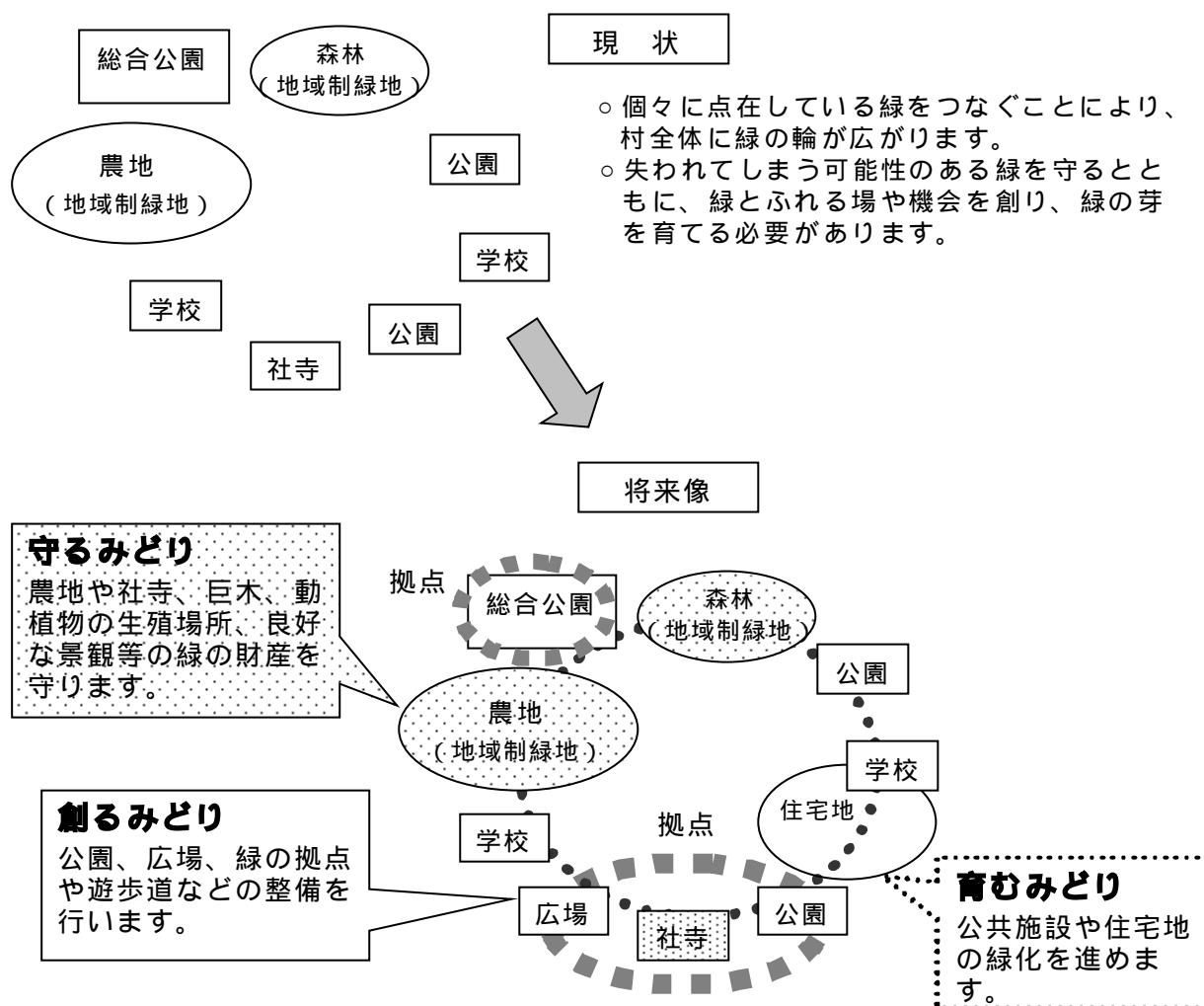
(1) 公共施設の緑化の推進

(2) 民有地の緑化促進

(3) 彩のある緑化の推進

(4) みんなで緑を育むための仕組みづくり

■ 取り組みのイメージ



将来像：豊かな自然と共生し、健やかに成長するむら

1．守るみどり ～南箕輪の緑を守り、伝えよう！～

農地、樹林地や樹木など、残されている貴重な緑を地域の資源として守ります。

2．創るみどり ～むらの緑を増やそう！～

住宅地の庭先から企業や行政機関、道路、公園の緑など、それぞれの役割に応じた緑をつくります。

3．育むみどり ～みんなで緑を育てよう！～

種から緑を育てるとともに、緑に関する情報の提供、人づくりなどを推進し、村民とともに緑を育てます。

1 . 守るみどり ～南箕輪の緑を守り、伝えよう！～

(1) 農地・樹林地の保全

- ・ 田園風景を守るため、農業振興地域の優良農地の保全整備を図ります。
- ・ 樹林地や里山を守るため、地域森林計画対象民有林の保全を図ります。
- ・ 農のある風景を守るため、まっくんファームと連携し、遊休農地等を活用するため市民農園制度等の有効活用策を検討します。
- ・ 地域住民や村民の評価が高い樹林地や里山を守るため、「(仮称)緑の宝物」として選定し、将来失われてしまう可能性がある緑地に関しては、「都市緑地」などの制度を活用した保全策を検討します。
- ・ 崖崩れ等が想定される箇所の安全性を確保するため、樹木の保水機能など、緑による安全対策をあわせて行います。

(2) 水辺の保全

- ・ 自然と調和した水辺の環境を保全するため、天竜川や大泉川などの河川の再整備にあたっては、自然の護岸や多自然型護岸等による整備を行います。
多自然型護岸...単なるコンクリートブロックによる方法でなく、玉石を使うなどより自然に近い形で工事した護岸
- ・ 河岸段丘に湧き出す湧水、不死清水(しんずらしみず)、わさび畑を支える清らかな水を守ります。
- ・ 緊急時の水の確保や親水空間として活用し源流地帯の森林の保全・育成に努めます。

(3) 生き物の棲みかとなる緑の保全

- ・ 多様な動植物の生息・生育環境を維持するため、水辺や樹林地の保全を図るとともに、小中学校等においてはビオトープ(自然復元)などの整備を図ります。
- ・ 絶滅のおそれのある貴重な動植物の保全を図るため、自然環境調査を行い、生息・生育環境の維持に努めます。
- ・ ほたるの里など、生き物の棲みかとなる緑の保全を、子どもたちを含めた村民と協働で進めていきます。

(4) 特色ある景観の保全

- ・ 景観十選をはじめとした本村の優れた景観をいつまでも守るため、景観条例などの策定を検討します。
- ・ 天竜川から望む河岸段丘崖線の斜面緑地など、地形が織りなす良好な景観を守るため、将来失われてしまう可能性がある樹林地の保全策を検討します。

(5) 社寺林や貴重な緑の保全

- ・ 社寺と一体となった樹林地、エドヒガンザクラなど、地域のシンボルとなる緑を保全するため、保存樹木・保存樹林の制度の活用を検討します。
- ・ 村内に存在する貴重な樹木、樹木林については村の天然記念物に指定するよう推進します。

■ 村民と村が一緒に考え、行動すること

- ・ 将来にわたって残すべき樹林地や里山、樹木など残すべき緑を、みんなで選び、その保全策について一緒に考えます。
- ・ 遊休農地に関しては、まっくんファームと一緒に活用策を検討します。
- ・ 生態系をよく知る村民の協力を得ながら、生態系を理解するきっかけとして、村民と一緒に動植物の実態把握等の自然環境調査を行います。
- ・ 良好な景観を守るため、景観条例、景観法による景観計画など有効な方策について検討する。
- ・ 森林の保全に向けて、指導者（インストラクター）と森林ボランティアの育成を図り、また、緑の重要性や育て方を次世代に継承します。
- ・ 子どもたちへの環境教育を積極的に進めます。
- ・ 街路樹は手入れが簡単で地域にふさわしいものを選び、秩序ある管理に協力するため、管理育成グループ作りを行います。

■ 村民が中心となって進めること

- ・ 日常的な生活の中で緑を大切にしていける活動や取り組みを地域の文化として育てましょう。
 - ・ 地域住民が親しみ、楽しめる公園づくりに努めましょう。
 - ・ アレチウリなどの特定外来種を駆除し、在来種の生態系を保護しましょう。
 - ・ 里山の手入れを積極的行いましょう。
 - ・ 害虫の早期発見で森林・里山を守りましょう。
-

2 . 創るみどり ～むらの緑を増やそう！～

(1) 体験・学習型の緑地の整備

「緑の拠点」として

- ・ ほたるの里、白山八幡神社や神子柴遺跡の周辺に広がる樹林地を、「自然観察や散策の場」として緑の保全を図るとともに、遊歩道等の整備を進めます。
- ・ 信州大学や上伊那農業高校の一带を「散策や緑の学習の場」として、大学や高校と連携を図りながら緑の拠点を形成していきます。

(2) 誰もが親しめる緑地の整備

「緑の拠点」として

- ・ 大芝高原一帯を「レクリエーションの場」として「緑の拠点」の一つに位置づけ、スポーツ・レクリエーションなど多様なニーズに対応した総合公園として、また、森林セラピーロードとして認定された癒しの森として維持、充実に努めます。
- ・ 八幡宮周辺の樹林地や役場周辺を「教育・文化と歴史の場」として、公共施設の緑化や散策路等を整備していきます。
- ・ 田園風景を一望できる久保地区については、「景観眺望の場」として、春の水田の風景、秋の稲穂の風景を楽しめるよう、ポケットパーク等の休憩場所を整備し、憩いの場としていきます。

(3) 緑を結ぶ散歩道の整備

「緑と水のネットワーク」を形成するため、

- ・ 河川や旧道、生活道路を利用して、緑のつながりをつくれます
- ・ 大泉川の左岸道路や西天竜幹線水路管理道は、親水性をもった散歩道として整備します。
- ・ 歴史を感じさせる旧道は、地域の歴史の案内表示版等の整備や古木の保存を進めます。
- ・ 生活道路は、公共施設の緑化、街路樹による緑化を行うとともに、民有地の緑化により、快適な歩行者空間の形成を図ります。

(4) 身近な公園の整備

- ・ 地区住民のレクリエーションや交流の場をとして、街区公園や児童遊園の機能（遊具、植栽など）の充実を図ります。

- ・高齢者、障害のある方も利用できるよう公園のユニバーサルデザイン化を進めます。

■ 村民と村が一緒に考え、行動すること

- ・公園の再整備等にあたっては、地域住民と一緒に機能やプランを検討します。
- ・公園の落葉や植栽の管理など、地域が担えることを一緒に考え、できることを少しずつ進めていきます。
- ・緑と水のネットワークを形成するため、公共施設の緑化活動を協働で行うとともに、民有地においては、生垣やプランターによる緑化を進めていきます。
- ・地域の歴史、樹木や植生を紹介するため、手作りの案内版を一緒に作成し、設置していきます。
- ・道路や公共施設の周辺を緑化しましょう。

■ 村民が中心となって進めること

- ・公園の広場を利用し、すべての村民の協力により草花を育て、地域のコミュニティの形成に努めます。
 - ・各家庭は生垣などを作るよう努めましょう。
 - ・村民が緑に対するアイデアを出し合い快適な生活空間をつくり後世に残しましょう。
 - ・小鳥の巣箱を作り木々に設置し、小鳥と緑が共生できる生活環境をつくりましょう。
 - ・自宅の敷地内を草花や庭木で埋めましょう。
-

3 . 育むみどり ～みんなで緑を育てよう！～

(1) 公共施設の緑化の推進

- ・多くの人が集まる公共施設は、機能の充実を図るとともに、利用者が潤いを感じられるよう、敷地内の緑化を推進します。
- ・また、緑化のモデルや試行の場として、公共空間の活用を図ります。
- ・特に村役場周辺は公共施設が集積していることから、樹木による緑化とあわせて、花壇やフラワーポットなど、彩りのある草花の植栽を推進していきます。

(2) 民有地の緑化促進

- ・各地区の特性を活かした緑化を推進するため、緑化協定締結の促進や、地区計画や建築協定の活用を検討します。
- ・住宅地においては、生垣や庭木、プランター等による手作りの緑化を促進します。
- ・緑のネットワーク沿いの住宅地においては、生垣化やシンボルツリー等による緑化を促進するため、有効な支援策を検討します。
- ・災害時の避難路の安全確保策として、ブロック塀の生垣化への促進するため、助成策を検討します。
- ・店舗や事業所、工場などに対しては、一定の割合の緑地を確保するよう協力を求めています。また、緑化の余地がない場合については、プランター等による緑化を求めています。

(3) 彩りのある緑化の推進

見る楽しさと潤いのある緑化を推進するため、

- ・小中学校においては、学級花壇等による緑化を推進します。また、花の咲く樹木や実のなる樹木の植栽を行います。
- ・学校をはじめとした公共施設においては、可能な限り道路沿いの緑化を推進し、地域に潤いを感じられるような工夫を図ります。
- ・住宅地においては、プランターを活用した、草花による緑化を促進します。
- ・交通量の多い幹線道路においては、ドライバーに安らぎを与え、交通安全に寄与できるように、公共施設や民間の協力を求めながら、彩りのある緑化を推進します。
- ・春の桜、夏のひまわり、秋のコスモスなど、村民をはじめとした、観光の名所となる緑化を推進します。

(4) みんなで緑を育むための仕組みづくり

- ・親子や住民が、より自然環境に親しめるよう、県、自然愛好家や信州大学などの協力を得て、「自然ふれあいマップ」の作成や「(仮)森林に親しむ会」の開催などに取り組みます。
- ・学校教育・社会教育などを通した環境教育・自然体験学習を推進し、住民の自然環境保全意識の高揚を図ります。
- ・自然環境に関するリサイクルを推進するため、公園等の落葉を活用した腐葉土の配布、剪定枝や丸太をキャンプ等で利用する仕組みをつくります。
- ・不要樹木等の再利用や村民間で交換できる仕組みを検討します。
- ・緑の保全及び緑化を積極的に進めるため、「緑化基金」の創設を検討します。
- ・緑化の啓発活動として緑の写真展、花壇、ポスター、俳句などのコンクールを開催し緑への関心を高めます。
- ・緑に関する学習の機会として、ガーデニング教室、緑化講習会などを行います。
- ・緑化活動を行うグループ同士の情報交換の場をつくります。
- ・緑に関する専門知識や技術を有する人材の登録制度を検討します。
- ・緑化活動を担うリーダーの育成に努めます。
- ・本計画の周知や、緑化活動や緑化の支援策などの緑化に関する情報を、広く住民に伝えるため、「広報みなみみのわ」やホームページを、積極的に活用します。

■ 村民と村が一緒に考え、行動すること

- ・村民が主体となった計画づくりや制度の検討を行うとともに、その実現をともに進めていきます。
- ・公共施設の緑化に関して、草花の選定及び花植えなどを一緒に行います。
- ・住宅地の緑化に促進するため、緑化が進めにくい要因や、どんな支援(例えば、高齢世帯向けの樹木の手入れ、生垣化の助成など)が有効かなど、促進策について、みんなで検討します。
- ・地区計画や緑地協定など、地区の特性を活かしたルールづくりを検討します。
- ・草花植栽事業やガーデニング教室、緑化講習会などのイベントを村民と一緒に企画・開催します。
- ・花いっぱい運動等の住民主体の緑化活動に取り組みます。
- ・樹木等の生育に伴い道路や水路等の公共施設に支障を及ぼさないよう緑を育てます。

■ 村民が中心となって進めること

- ・各区で育むみどりの実践をしていこう。